

平成17年厚岸町議会第3回定例会会議録		
招 集 期 日	平成17年9月28日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成17年9月28日 午前10時00分
	散 会	平成17年9月28日 午後 4時52分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	佐々木 敬 治	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狭 靖	特別養護老人	藤 田 稔
助 役	大 沼 隆	ホーム施設長	
収 入 役	黒 田 庄 司	デイサービス	藤 田 稔 (兼務)
総 務 課 長	田 辺 正 保	センター施設長	
税 財 政 課 長	佐 藤 悟	監 査 委 員	今 村 實
まちづくり	福 田 美 樹 夫	監査事務局長	松 澤 武 夫
推 進 課 長		教 育 長	富 澤 泰
町 民 課 長	久 保 一 將	教委管理課長	米 内 山 法 敏
保健介護課長	豊 原 隆 弘	教委指導室長	酒 井 裕 之
福 祉 課 長	松 見 弘 文	教 委 生 涯	柿 崎 修 一
環境政策課長	小 島 信 夫	学 習 課 長	
産業振興課長	大 崎 広 也	教 委 体 育	松 浦 正 之
建 設 課 長	北 村 誠	振 興 課 長	
病院事務長	斉 藤 健 一	農委事務局長	藤 田 稔
水道課長	高 根 行 晴		

1. 会議録署名議員

7 番	中 屋 敦		
8 番	音 喜 多 政 東		

1. 会 期

9月28日から9月30日までの3日間 (休 会 な し)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

厚岸町議会第3回定例会議事日程

(17.9.28)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		議会運営委員会報告書
第3		会期の決定
第4		諸般報告
第5		行政報告
第6		例月出納検査報告
第7	認定第1号	平成16年度厚岸町水道事業会計決算の認定について
第8	認定第2号	平成16年度厚岸町病院事業会計決算の認定について
第9		一般質問

厚岸町議会 第3回定例会

平成17年9月28日
午前10時00分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成17年厚岸町議会第3回定例会を開会いたします。
- 議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、中屋議員、8番、音喜多議員を指名いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
9番、松岡委員長。
- 松岡委員長 去る9月26日、議会運営委員会を招集し、第3回定例会の議事運営について協議したので、その内容について報告いたします。
報告については、議会から諸般報告、例月出納検査報告がなされます。町からは、カキえもん種苗のへい死に関する行政報告がされます。
2番目に、各委員会から予定される案件については、産業建設常任委員会から、町内所管事務調査報告書が提出されます。各常任委員会及び議会運営委員会からは、閉会中の継続審査申し出書が提出されます。これらの案件については、すべて本会議において審議することに決定いたしました。
3つ目に、議会提出予定の案件については、10月26日に標茶町で開催される町村議員研修会への議員派遣について議決をする予定であります。
4番目に、町長提案の議案についてであります。認定第1号及び第2号、各公営企業会計決算認定については、企業会計決算審査特別委員会へ付託し、会期中に審査することにいたします。
議案49号から62号の各議案については、本会議で審査することに決定いたしました。ただし、議案第58号、59号及び60号については、介護保険制度調査特別委員会に付託し、会期中に審査することに決定いたしました。
次に、議案63号から65号、厚岸町一般会計補正予算外2件の補正予算については、各会計補正予算審査特別委員会に付託し、会期中に審査することに決定いたしました。
一般質問であります。指定期日までに通告のあったのは8人です。
最後に、会期の決定についてですが、本日9月28日から30日までの3日間と決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

- 議長（稲井議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（稲井議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたように、本日から30日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から30日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

- 議長（稲井議員） 日程第4、この際、諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成17年6月27日開会の第2回定例会終了から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、本年7月11日と12日に、札幌市、東京都で行われた釧路地方総合開発期成会の中央要望に私が出席いたしました。

この際、議員の皆様申し上げます。関係資料を別途議員控室に備えることにしておりますので、ご了承いただき、後ほど閲覧をし、ご参考に供していただきたいと思います。

また、厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の規定に基づき、議員活動ができない旨の届け出が、今般、小澤議員、池田議員、佐藤議員から出されました。条例第5条の規定により、池田議員の始期を平成17年7月29日から、小澤議員の始期を平成17年8月5日から、佐藤議員の始期を平成17年9月1日と決定しましたので、条例第8条の規定により報告をいたします。

以上、諸般報告といたします。

- 議長（稲井議員） 日程第5、町長から行政報告を求められておりますので、これを許したいと思います。

町長。

- 町長（若狭町長） おはようございます。

厚岸シングルシードカキ「カキえもん」稚貝へい死について行政報告をいたします。

平成16年産春出荷分のシングルシードカキ「カキえもん」の稚貝が、昨年の夏に大量へい死したことに伴い、昨年秋に試験的に再生産し出荷した稚貝と、本年6月から8月にかけて出荷した平成17年産の稚貝が、ともに8月中旬から下旬にかけて、厚岸湾内養殖漁場を中心に、湖内養殖漁場においても稚貝のへい死が確認されました。町といたしましては、漁業協同組合と連携し、状況の把握に努め、今般その調査内容がまとまりましたので、本定例会にて報告をさせていただきます。

まず、稚貝のへい死状況につきましては、昨年秋の稚貝が出荷量278万個のうち、86%に当たる240万個のへい死が確認され、また、本年度産出荷分として341万8,000個のうち、47.1%に当たる160万9,500個のへい死が確認されております。

内訳といたしまして、平成16年産秋の稚貝につきましては、28戸の生産者のうち、へい死率が50%以上が20戸で、へい死率が50%未満の生産者は7戸、未確認1戸となっております。平成17年産の稚貝につきましては、46戸の生産者のうち、へい死率が50%以上が11戸、へい死率が50%未満の生産者は13戸、へい死が全く確認されなかった生産者は18戸で、未確認4戸となっております。

へい死の原因としては、湖内、湾内の水質状況につきましては、調査のデータからは、水温以外に水質に大きな変化がなく推測の域を脱しませんが、原因の一つとして現在考えられておりますのは、水温上昇に伴うもので、今年の夏は8月に入り高温傾向が続き、気温の上昇とともに、少雨などの影響による水環境の変化によるものと思われま

す。稚貝の中間育成場所である南防波堤の水温データでは、平成14年と平成15年では、ともに冷夏で海水温も17度に達しなかったことから、大きなへい死は見られませんでした。しかし、へい死が起こった昨年と今年の夏については、特に8月はともに猛暑で、平均気温、最高平均気温ともに高く、25度以上の夏日も昨年7日間、今年8日間を記録、降水量はともに少なく推移し、さらには昨年と今年生産者から稚貝へい死の第1報が入ったのも、海水温の高さがピークを超えた時期と重なることから、水温が稚貝へい死の何らかの要因の一つとして考えられます。

また、他の要因としては、自然環境の変化や、漁業者個々の管理方法や養殖場所など、複合的な要因が絡んでいるものと推測されます。

町と漁業協同組合では、今回の大量へい死は、自然相手とはいえ、2年連続でのへい死であり、生産者への影響も大きいものと受けとめております。

今年の出荷見通しは、平成15年度産の出荷ができるため、今年の出荷量は確保できますが、16年度産稚貝が大量へい死したことによって、来年度以降の出荷が現在のところ極端に落ち込むことが必至の状況にあります。

このため、漁業協同組合では、生産者からの要望を踏まえて、9月7日付で町に対し、今年度春出荷分の稚貝期限延長及び秋種苗の再生産と種苗代金の割引についての要望が出されたところであります。町では、これらの要望に対し、今年度春出荷分の支払い期限延長と種苗の再生産を行うこととし、販売価格についても昨年同様の金額で販売することとしております。

これら支援策につきましては、漁業協同組合に提示したところでありますが、緊急を要するため、種苗再生産にかかわる諸経費につきましては、本定例町議会に補正予算として計上させていただいております。

町では、昨年の稚貝へい死に伴い、本年6月から養殖管理の情報提供として、厚岸海域3カ所の水温データの提供を、試行的に月2回の頻度で漁業協同組合を通じて行っておりましたが、今後、漁業協同組合、漁業者の意見を聞きながら情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、稚貝へい死の状況についてと今後の支援策につきましてご報告申し上げましたが、今後におきましても漁業協同組合と連携を図りながら、カキ種苗センターの管理体制を含め、可能な限り生産者に不安を与えないよう支援してまいりたいと考えております。

- 議長（稲井議員） これより行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会運用内規22にありますとおり、内容の疑義をただす程度にとどめていただきたいと思います。

ございませんか。

（発言する者なし）

- 議長（稲井議員） なければ、以上で行政報告を終わります。

- 議長（稲井議員） 日程第6、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員より別紙のとおり、例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

- 議長（稲井議員） 日程第7、認定第1号 平成16年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、日程第8、認定第2号 平成16年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

- 水道課長（高根課長） ただいま上程いただきました認定第1号 平成16年度厚岸町水道事業会計決算の内容についてご説明申し上げます。

決算報告書の1ページをお開き願います。

平成16年度厚岸町水道事業会計決算報告書でございます。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

初めに、収入についてですが、1款水道事業収益では、予算2億5,789万8,000円に対しまして、決算では2億5,660万2,553円となり、予算に対し129万5,447円、0.5%の減となっております。

これは、1項営業収益で、予算2億5,783万6,000円に対し、決算では2億5,649万3,110円となり、予算に対し134万2,890円、0.52%の減となったものであります。

2項営業外収益では、予算6万2,000円に対し、決算では10万9,443円となり、予算に対し4万7,443円、76.52%の増となったものであります。

次に、支出についてでございます。

1 款水道事業費用では、予算 2 億 4,575 万 5,000 円に對しまして、決算では 2 億 4,441 万 6,926 円の執行で、133 万 8,074 円、0.54% の不用額となっております。

これは、1 項営業費用では、予算 1 億 9,994 万 6,855 円に對し、決算では 1 億 9,880 万 8,781 円の執行で、113 万 8,074 円、0.57% の不用額でございます。

2 項営業外費用では、予算 4,560 万 8,145 円に對し、決算では 4,560 万 8,145 円の執行で、同額の決算となっております。

4 項予備費につきましては、支出がありませんでしたので、20 万円の全額が不用額でございます。

2 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

1 款資本的収入では、予算 1 億 2,118 万 7,000 円に對しまして、決算では 1 億 2,115 万 9,529 円となり、2 万 7,471 円の減でございます。

これは、1 項企業債では、予算 1 億 330 万円に對し、同額の決算であります。

4 項他会計補助金は、予算 98 万 7,000 円に對しまして、同額の決算であります。

5 項工事負担金では、予算 429 万 4,000 円に對しまして、決算では 426 万 5,900 円で、2 万 8,100 円の減でございます。

6 項補償金では、北海道代行業で施工している町道床潭末広間道路改良工事に伴い、水道管が支障となり、その水道管移設に係る費用としまして、北海道からの補償金 1,260 万 6,000 円を予算計上しておりましたが、事業確定により 629 円の増額となったものでございます。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出では、予算 1 億 9,047 万 2,000 円に對し、決算では 1 億 9,025 万 5,766 円となり、21 万 6,234 円の不用額であります。

これは、1 項建設改良費で、予算 1 億 4,246 万 1,000 円に對し、決算では 1 億 4,224 万 5,626 円の執行で、21 万 5,374 円の不用額となったものでございます。

2 項企業債償還金では、予算 4,801 万 1,000 円に對しまして、決算では 4,801 万 140 円となり、860 円の不用額であります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額 6,909 万 6,237 円は、過年度分損益勘定留保資金 2,076 万 7,080 円、当年度分損益勘定留保資金 4,155 万 5,557 円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 677 万 3,600 円で補したものであります。

3 ページから 5 ページまでは、損益計算書、剰余金計算書であります。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

6 ページをお開き願います。

平成 16 年度厚岸町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

当年度の未処分利益剰余金は、前年度の繰越利益剰余金が 175 万 1,290 円と当年度分の純利益 484 万 4,774 円を合わせた 659 万 6,064 円を利益剰余金処分額として、減債の積立金に 200 万円、建設改良積立金に 250 万円、合計 450 万円を積み立ていたしまして、残る 209 万 6,064 円を翌年度の繰越利益剰余金として繰り越すものでございます。

7 ページから 8 ページは貸借対照表であり、平成 17 年度 3 月 31 日現在の財産状況を示

したものであります。内容は記載のとおりとなっております。

次に、9ページからは事業報告の内容となっております。

9ページから11ページまでは事業の概況であり、内容は記載のとおりとなっております。

12ページをお開き願います。

2、工事といたしまして、(1)は、建設改良の概況を記載しております。

内容としましては、老朽管及びライフライン確保に伴う布設工事及び布設替え工事として、住の江町国道44号線污水管及び配水管新設、床潭末広間道路改良工事に伴う配水管布設替え補償工事2本、配水管流量計設置、仕切り弁整備工事の5件で4,348万9,950円。次に、昭和49年に建設以来30年を経過し、老朽化が著しい浄水場の監視制御設備、暖房設備、薬品注入設備、排水処理施設整備工事の4件で7,608万3,000円となっており、工事費合計では1億1,957万2,950円となりますが、これに事務費50万2,142円と合わせ、1億2,007万5,092円を執行したものでございます。

次に、13ページの、(2)メーター設備費の新設給水装置工事、メーター器設置状況ですが、新設メーター器口径13ミリから40ミリまで47個を224万3,634円で執行し、8年間の満期終了によりますメーター器の取りかえについては、13ミリから75ミリまで513個を1,992万6,900円で執行しております。

次に、3、業務、(1)の業務量についてであります。

給水状況のうちの給水人口は1万374人で、前年度比186人の減、給水戸数は5,445戸で、前年度比207戸の増、配水量は155万4,652立方メートルで、前年度比16万5,705立方メートルの増、有収水量は110万8,467立方メートルで、前年度比8万4,813立方メートルの増、有収率は71.3%で、前年度比2.4ポイントの減、一日平均配水量は4,259立方メートルで、前年度比454立方メートルの増、一日最大配水量は5,622立方メートルで、前年度比35立方メートルの減となっております。

次に、(2)事業収入に関する事項、14ページをお開き願います、(3)事業費に関する事項であります。お手元に配付の認定第1号説明資料により説明いたします。

認定第1号説明資料、平成16年度厚岸町水道事業会計決算に係る収益的収支説明書(消費税抜き)でございます。

まず、収入であります。1款1項1目給水収益では、2億4,386万3,153円の収入で、前年度比111.3%となっております。

説明欄で申し上げますと、一般用は45万6,457円、0.4%の増となり、要因としましては、昨年の夏は例年と比べ気温の高い日が続いたことによる使用水量の増によるものと考えられます。営業用は14万1,751円、0.8%の減、団体用は95万4,029円、3%の増、工業用は262万2,886円、6.4%の増で、水産加工場での使用水量の増によるものと考えられます。浴場用は2万7,496円、7.8%の減、農業用は18万6,238円で、水道料金改定の際、新たに農業用の用途を設定したことによる増であります。臨時用は3万753円、4.3%の減で、町内の建築工事等の減少による使用水量の減と考えられます。尾幌簡易水道では366万6,638円、80.7%の増、尾幌農業水道では1,550万5,733円、296.9%の増、小島簡易水道では155万639円の増であります。これは、尾幌地区等へ分水している受水費の見直しに伴い、水道料金算定方法を変更したことにより増となったものであります。

2目受託工事収益では、41万6,000円の収入で、前年度比91.2%であります。これは、前年度57件あった給水工事が平成16年度は52件で、5件の減に伴います設計審査及び工事検査手数料が減となったものでございます。

2項1目他会計補助金では、消火栓の設置がなかったことにより、維持管理費がゼロ円、また尾幌地区等へ分水している受水費の見直しにより、水道料金算定方法が変更になり、一般会計からの補助金についてもゼロ円となったものでございます。

2目受取利息及び配当金では、4万6,058円で、預金利息5,750円、27.8%の減、貸付金利子4万308円の増でございます。

3目雑収益では、6万3,385円で、前年度比9.7%であります。これは、配水管破損補償金で59万5,039円、92.6%の減、その他では7,429円、86.6%の増となったものでございます。

次に、支出であります。

1款1項1目原水及び浄水費では、4,295万8,551円となり、前年度比96.8%でございます。主なものとしましては、薬品費は160万4,970円、12.3%の減で、入札執行による薬品購入単価の減及び粉末活性炭等の使用料の減によるものでございます。その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

2目配水及び給水費では、715万9,005円で、前年度比85.1%でございます。主なものとして、修繕費233万7,118円、34.7%の減で、配水管漏水修理等を予定しておりましたが、発生が少なかったことによる減であります。その他については、説明欄記載のとおりでございます。

3目総係費では、5,837万3,046円で、前年度比110.1%です。これは、企業職員の基本給が平成16年4月1日付の人事異動により変更となったことによる給料等の人件費の減であります。また、退職者2名の退職手当組合の負担金増による法定福利費が増となったものでございます。その他については、説明欄記載のとおりでございます。

4目減価償却費では、8,522万6,229円で、前年度比102.1%でございます。これは、説明欄記載のとおり、平成14年度までの取得者に伴う減価償却費の増でございます。

5目資産減耗費では、263万4,443円で、前年度比83.7%でございます。説明欄記載のとおりでございます。

次に、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費では、4,248万7,845円となり、前年度比96.9%となっております。これは、企業債利息の減によるものでございます。

2目雑支出では、70万4,703円で、前年度比98%であります。これは、消費税納付額の減でございます。

次に、当年度の純利益でございますが、484万4,774円で、前年度比156.2%となっております。算出内容につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

次に、決算書の14ページにお戻り願います。

(4)の給水装置工事の状況についてであります。これは、新設の給水工事が52件、前年度比5件の減となっております。

(5)の委託調査業務についてであります。これは、振動防止対策調査8万2,740円と、上水道配水管漏水調査を257万400円で執行したものであります。

15ページをお開き願います。

4、会計、(1)企業債の概況、(2)議会の議決を経なければ流用できない経費の決算についてであります。記載のとおりでございます。

16ページから21ページまでは、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書であります。内容は、いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上、大変簡単な説明であります。認定第1号 厚岸町水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） 次に、病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） ただいま上程いただきました認定第2号 平成16年度厚岸町病院事業会計決算の内容についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお開き願います。

平成16年度厚岸町病院事業会計決算報告書でございます。

まず、収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

収入でございますが、1款病院事業収益では、予算11億6,187万7,000円に對しまして、決算では11億6,998万4,582円となり、予算に對し810万7,582円、0.7%の増となっております。

これは、1項医業収益、予算9億6,736万3,000円に對し、決算では9億7,440万9,350円となり、予算に對し704万6,350円、0.7%の増となったものであります。

2項医業外収益では、予算1億9,451万4,000円に對し、決算では1億9,557万5,232円となり、予算に對し106万1,232円、0.5%の増となったものであります。

次に、支出であります。

1款病院事業費用では、予算15億4,671万円に對し、決算では15億3,521万9,684円の執行で、1,149万316円、0.7%の不用額となっております。これは、1項医業費用で予算14億3,005万円に對し、決算では14億2,564万1,943円の執行で、440万8,057円、0.3%の不用額であります。

2項医業外費用では、予算1億1,636万円に對し、決算では1億957万7,741円の執行で、678万2,259円、5.8%の不用額であります。

3項予備費では、予算30万円に對し支出がありませんでしたので、全額不用額となったものであります。

2ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

収入では、1款資本的収入、予算1億2,454万8,000円に對し、決算では1億2,454万7,073円、927円の不用額であります。

これは、2項補助金で、一般会計及び防衛施設周辺整備の補助金であります。

次に、支出でございます。

1款資本的支出では、予算1億2,454万8,000円に對し、決算では1億2,454万7,073円で、927円の不用額であり、収入と同額であります。

これは、1項建設改良費で、予算1,113万円に対し、決算では同額であります。

2項企業債償還金では、予算1億1,341万8,000円に対し、決算では1億1,341万7,073円、927円の不用額であります。

3ページは、事業損益計算書であります。

収益から費用を引いた計算書であります。下から3行目にあります当年度純損失3億7,054万3,802円が、平成16年度の単年度欠損金であります。その下にあります前年度繰越欠損金は、平成15年度までの累積欠損金であり、これらを合算した額が一番下の額でございますけれども、8億73万3,082円が平成16年度末の累積欠損金であります。

4ページをお開き願います。

4ページ、5ページは剰余金計算書、5ページ下段は欠損金処理計算書であります。先ほどご説明いたしました平成16年度末累積欠損金8億73万3,082円を翌年度へ繰り越す内容であります。

6ページ、お開き願います。

6ページ、7ページでございます。

貸借対照表でございます。平成17年3月31日現在の財産状況を示したものであります。内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

8ページをお開きください。

8ページは事業報告書でございます。これも記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

9ページは議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項であります。これも記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

10ページをお開き願います。

10ページは資産取得の概況であります。医療機械2点を取得しております。

11ページは業務の内容でございます。患者数を前年度と比較いたしますと、入院患者数で、延べ数で3,678人、一日平均9.8人それぞれ減っております。外来患者数では、延べ数で1万5,359人、一日平均58.9人それぞれ減っております。

次に、病床利用状況でございます。一般病床で11.1%、療養病床で12.6%、さらに指定介護療養型病床で4.1%、それぞれ減となっております。全体では、前年度と比較いたしまして10%の減となっております。

12ページをお開き願います。

12ページは事業収入、事業費に関する事項であります。内容につきましては、お手元に配付させていただいております認定第2号説明資料、平成16年度厚岸町病院事業会計決算に係る収益的収支説明書（消費税抜き）により説明をさせていただきます。別表でございます。

まず、収入でございます。

1款1項1目入院収益では、5億1,188万8,891円の決算額で、前年度対比6.6%の減となっております。内容につきましては、患者数3,678人の減、一人一日当たり1,374円の増であります。全体では3,629万2,474円の減となっております。

2目外来収益でございます。4億1,206万3,091円で、前年度対比2.2%の増となっております。

ります。内容につきましては、患者数1万5,359人の減でございますが、一人一日当たりでは1,966円の増となっており、全体では879万335円の増となっております。

3目その他医業収益では、4,817万3,368円で、前年度対比4%の増となっております。その主なものは、必要差額収益の増であります。

次に、2項1目受取利息及び配当金では、606円で、預金利子でございます。

2目患者外給食収益では、203万3,362円で、前年度対比18%の減で、職員用給食の減であります。

3目その他医業外収益では、772万2,615円で、前年度対比33.7%の減で、医療事故受取保険金の減が主なものであります。

4目他会計補助金では、1億8,546万6,927円で、前年度対比29.1%の減で、一般会計からの補助金7,616万3,073円の減であります。一般会計の病院事業の補助金総額は、前年度と比較いたしまして261万4,000円が増加しておりますけれども、平成16年度は内部留保資金が枯渇したため、資本的収支余剰予算に補助金の充当をしなければならず、平成15年度まで収益的収入及び支出、3条予算に使用していた一般会計補助金の使用ができなくなったための減となっております。

5目雑収益315円で、前年度対比99.9%の減であります。

次に、支出でございます。

1款1項1目給与費では、8億9,314万9,529円で、前年度対比5.7%の増で、内容につきましては、常勤職員の月ごとに換算して、医師2名、医療技術員3名、計5名の増及び定期昇給増などに伴うものでございます。

2目材料費では、1億9,820万201円で、前年度対比1.8%の減であります。主な内容であります。薬品費で272万4,844円、診療材料費で205万4,981円がそれぞれ減となっております。

3目経費では、2億4,335万6,534円、前年度対比7.4%の増であります。内容につきましては、記載のとおりでございますが、下水道切りかえ経費など修繕費338万9,451円、下水道料金の発生などに伴います光熱水費204万5,254円、保険請求事務全面事務委託によります委託料805万7,775円、内視鏡などの新たなリースによる使用料560万8,461円の増、さらには、これはマイナスの原因でございますけれども、パソコン購入ほか消耗備品費252万1,954円、印刷製本費90万5,509円が減の主な内容となっております。

4目減価償却費では、8,349万4,128円で、前年度対比5.9%の減であります。

5目資産減耗費では、80万4,156円で、前年度対比9.8%の減であります。

6目研究研修費では、604万2,067円で、前年度対比2.7%の減であり、図書費、旅費交通費の減でございます。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費では、9,368万7,412円で、前年度対比2.1%の減であり、内容につきましては、企業債利息340万6,105円の減、一時借入金利息138万8,245円の増であります。

2目医療技術員確保対策費では、395万4,341円で、前年度対比7.9%の増であります。内容につきましては、顧問料120万円、循環器内科派遣料93万円の減がありますが、地域医療財団から医師派遣負担金300万円の増が主なものであります。

3目雑損費、1,087万6,609円で、前年度対比3%の減であります。内容については、

記載のとおりであります。

4目繰延勘定償却では、432万8,000円で、前年度同額であります。

恐れ入りますが、決算書の13ページにお戻り願います。

4、会計の(1)につきましては、13ページでございますけれども、企業債の概況、(2)につきましては一時借入金の概況、14ページ、(3)議会の議決を経なければ流用できない経費の決算の内容についての状況でございます。記載のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

15ページから18ページまでは収益費用明細書であります。内容につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

さらに、19ページは固定資産明細書、20ページは企業債明細書、いずれも記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、認定第2号 平成16年度厚岸町病院事業会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（稲井議員） 次に、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。

監査委員。

●監査委員（今村監査委員） ただいま上程されました平成16年度厚岸町水道事業会計及び病院事業会計につきまして、決算審査に付されましたので、その概要を申し上げます。

なお、金額につきましては、消費税及び地方消費税込みの額で申し上げます。

初めに、水道事業会計より申し上げますが、第3条予算の収益的収入及び支出につきましては、収入では2億5,660万2,553円に對しまして、支出では2億4,441万6,926円となり、差し引き1,218万5,627円が当年度の純利益と相なっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出でございますが、収入の1億2,115万9,529円に對しまして、支出は1億9,025万5,766円となり、差し引き6,909万6,237円の収入不足となっておりますが、不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金と当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補?処理をしております。

続きまして、病院事業会計について申し上げます。

第3条予算の収益的収入及び支出でございますが、収入では11億6,998万4,582円に對しまして、支出は15億3,521万9,684円となり、差し引き3億6,523万5,102円の赤字決算となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出であります。収入、支出それぞれ1億2,454万7,073円となっております。

以上、平成16年度の水道事業会計及び病院事業会計の決算につきまして、その概要を申し述べましたが、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より決算審査に付されました平成16年度厚岸町水道事業会計決算並びに病院事業会計決算にかかわる各諸帳簿は、いずれも関係法令に準拠して作成され、表示された計数につきましても誤りがないものと認められたものであります。

なお、水道事業につきましては、これからも水需要の多様化に即応できるように、老朽施設や設備の改修、更新を初め、耐震対策、水質の高度処理方法の研究など、水の安定供給と効率的な事業運営、住民へのサービス向上に鋭意努力されることを期待するものであります。

また、病院事業につきましては、経営は毎年厳しい状況に相なっておるわけでございますけれども、経営の健全化に向かって一層の努力を望むとともに、地域住民に信頼され期待される基幹病院として、町民が安心して医療を受けられるための医師の確保に努められ、質の高いサービス医療と町民の健康を守る公的病院としての、なお一層の町民の信頼を受けるよう、今後も経営に鋭意努力されることを期待いたしまして、口頭報告といたします。

以上です。

- 議長（稲井議員） 本2件の審査方法についてお諮りいたします。

本2件の審査については、議長並びに議会選出監査委員を除く16名の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本2件の審査については、議長並びに議会選出監査委員を除く16名の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

本会議を休憩します。

午前10時51分休憩

午前10時54分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

日程第9、これより一般質問を行います。

質問は通告順によって行っていただきます。

初めに、3番、南谷議員の一般質問を行います。

3番、南谷議員。

- 南谷議員 第3回定例会に当たりまして、さきに提出してあります通告書に基づき、3点質問をさせていただきます。

第1点目でございます。厚岸町のアスベスト対策についてお尋ねいたします。

今年に入って、特に7月以降、テレビや新聞に頻繁にアスベストのニュースが出てきます。ご存じの方もおられると思いますが、石綿アスベストとは、天然に産する繊維状

ケイ酸塩鉱物で、「せきめん」「いしわた」と呼ばれております。その繊維が極めて細かいため、研磨機、切断機などの機械の使用時に石綿が飛散し、人が吸引してしまうおそれがあるので、以前は採取現場やビルの工事現場が重要視されていました。

昭和50年に原則禁止されました。その後も、スレート材、ブレーキランニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材に使用されていることが公となり、現在では、原則として製造等も禁止されております。

この石綿アスベストは、そこにあること自体が問題なのではなくて、飛び散ること、吸い込むことが問題であり、飛散防止や除却が必要とのことでございます。

また、石綿アスベストが原因で発症する病気は、石綿を吸引してから潜伏期間が長く、職務上アスベスト粉じんを吸入していた人は、比較的潜伏期間が短くて、一般的には潜伏期間は病気によりまして異なりますが、15年から20年、30年、40年、そして長いものでは50年もの潜伏期間があるそうでございます。病種の種類ですが、アスベスト肺、別名、肺が組織化する肺繊維症、肺がん、悪性中皮腫の3つがあるそうでございます。

マスコミは、次から次と全国各地の使用実態を公表しております。公共施設、学校や集会所に始まり、最近では給食センターのかま、中国からの輸入自転車のブレーキまで多岐にわたっております。この問題、対象物が目に見えない、吸引してしまっても潜伏期間が長く、実態が非常にわかりにくく不安が募るばかりでございます。

そこで、お尋ねいたしますが、1点目として、厚岸町の公共施設、学校、病院など、集会所など、アスベストの使用実態はどのようになっているのかお尋ねいたします。

2つ目に、その対策はどのようにされておられ、また、その調査や対策費用はどのようになっているのかお尋ねをさせていただきます。

3点目として、民間の使用状況はどのようになっていますか。

4点目、国の方向性も各分野にわたり日々方針が打ち出されているような感じがいたしますが、非常にわかりにくいのですが、町はどのように国の方向性をとらえておられ、どのように対応されておられるのかお伺いをするものでございます。

次に、宮園パークゴルフ場の管理運営についてお伺いをいたします。

有料化2年目を迎えて、有料前平成15年と比較し、平成16年、17年の利用状況と、それに伴う収支の状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

また、有料化になったことで利用者数は、この有料化になってからの2年間の実績を踏まえ、町はどのようにとらまえておられるのかお尋ねするものでございます。

芝の管理についてのお尋ねをするわけでございますが、私は、今年の9月定例会、補正予算のところで芝の管理について質問をさせていただきました。当時の課長は、水不足に起因する荒廃で、今後十分留意をし、芝の管理に努めるとのご答弁をいただきましたので、今年は気持ちよく皆さんパークゴルフを楽しんでいただけるものと思っておりますところ、春先のオープン以来、町民の皆さんからは、芝がひどいとの声を再三耳にしておりました。私自身、そのうち夏になって暖かくなれば芝の状態もよくなるのだろうと思っておったのですけれども、なかなか芝は回復がなされませんでした。

私も気になって、8月5日午前11時に宮園パークゴルフ場に出向いてみました。その日は晴天で、本当にパーク日和の日だったのですけれども、コースに行ってみるとびっくりいたしました。4コースともグリーンが張り芝をして、その手前に白いテープが張られ、

一部グリーンが全く使用できないような状態。

そこで、私は、1ホールずつ張り芝の数を枚数を数えてみたわけですが、カキコース9ホールで64枚、アヤメが92枚、カモメコース76枚、特にひどかったのはサクラコースでございます。途中でやめたんですけれども、100枚以上の張り芝が張られており、第7ホール、約50%、第8ホールに至っては80%の張り芝で補修されておりました。これが有料のコースなのかと本当に?然といたしました。

原因は何だったんだろうなと思いつつアプローチの芝の上を歩いてみると、黒く小さな穴があいているような状態のところを発見いたしました。その黒くなっているところをよく見てみますと、黒っぽい肥料が固まって、芝が全く発芽できない状態になっておりました。

そこで、お尋ねいたしますが、この芝が荒廃した原因は何であったのか。町はどんな対応をなされてきたのか。また、利用者や収入への影響はどのようなようになったのかお伺いをいたします。

さらには、町内・町外利用者の反応をどのように受けとめておられるのか。現状2年続けて荒廃していますが、現状の芝の管理体制はどのような体制になっておられるのか。今後芝の管理運営は、予算を含めどのようにされるのか、ご意見をお伺いするものでございます。

3点目でございます。中学校用教科用図書の採択についてのお尋ねをいたします。

5年に1度の中学生の教科書が8月に採択決定されました。この関係につきまして、前回の採択時期2001年6月の定例会で、14番議員さんが質問されておりますが、14番さんに対しまして敬意を表するとともに、ご了承を賜りたいと存じます。

教科書の採択地区は、都道府県教育委員会が自然的、経済的、文化的条件を考慮し、決定することとなっております。北海道では24地区、厚岸町は釧路市、釧路町を除く8町村で構成する第13地区となっております。

今回もこの条件に基づき決定されたわけですが、私は、厚岸町の実態を考えたとき、町内の子供たちが、高校の進学は釧路へ通学する学生が多く、また、住民が転居するケースでも、釧路市や釧路町へ移動することが多い。また、転入についても、実質的には釧路町や釧路市からの転入が多いと思います。より多くの子供たちの教科書が、高校に入ってから違った教科書を学んできて、同じ学校で勉強するようになる。何か不思議な思いでいっぱいでございます。むしろ、採択に当たっては、私は釧路市や釧路町と同じでもよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2点目として、中学校歴史教科書が教育出版社に決しましたが、この要因をお尋ねいたします。

また、今回選定に当たり、扶桑社の教科書がマスコミの話題となりました。結果は、全国の採択率0.4%、道内はゼロ%でありましたが、全国583採択地区のうち、栃木県大田原市と東京都杉並区などで採択がされております。扶桑社の教科書をどのようにとらえておられるのかお尋ねいたします。

(3)、採択は5年に1度であり、採択方法やプロセスを町民へもっと開示すべきではなかったのかと考えますし、この採択の方法も含めて、町民へのプロセスの考え方についてお尋ねし、第1回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、南谷議員の質問にお答えをいたします。

厚岸町のアスベスト対策について、まず公共施設のアスベスト使用実態であります、最近マスコミ等により吹きつけアスベストの健康被害について大きな社会問題となり、厚岸町としても、学校を初め、公共施設におけるアスベスト、ロックウール、ひる石などの使用状況を設計図書さらには目視による確認をし、現在、アスベストなどの類似品も含め、吹きつけ材が使用されている施設の空気調査や検体採取による成分分析調査を進めているところであります。

具体的には、厚岸小学校、尾幌小・中学校、梅香団地、奔渡団地の中層公営住宅、斎場、生活改善センター、ウニ種苗センター、太田公民館、味覚ターミナル、役場別棟車庫、ごみ処理場等、町有施設ではありませんが、社会福祉センターが対象になっております。

次に、その対策と、調査や対策費用についてであります、室内空気調査は19施設で29カ所を行い、成分分析調査は17施設の19カ所から検体を採取し、調査を行います。現在までの調査状況は、空気調査がすべて終了し、その結果、空気中は大気汚染防止法施工規則に基づき、環境大臣が定める測定法により測定された大気中の石綿の濃度基準である1リットルにつき10本を上回る施設はありませんでした。検体採取による分析調査については、X線解析分析を行う会社が少なく、全国全道からの調査依頼が多く、分析の結果は11月初旬の予定になっております。

対策については、調査の結果により必要か否かが決められ、室内空気調査では、施設の使用禁止やアスベストの撤去や固定化、さらには囲い込み等の緊急対応の必要性はありませんでしたが、検体採取による成分分析では、石綿障害予防規則に定めるアスベスト等で含有するアスベストの重量が1%を超える吹きつけ材であるかどうかの分析を行い、結果によっては、撤去等の対策が必要と考えております。

以上のことから、調査結果が出なければ対策の費用について算定できないことをご理解願います。なお、調査費用については、総額で186万7,000円を予定しております。

次に、民間の使用状況についてであります、住民の健康被害防止や、解体・改修工事によるアスベストの飛散防止対策上、民間の使用状況について、北海道から依頼された形で建築確認申請をベースに、昭和31年から平成元年までに建設された建物のうち、吹きつけアスベストや吹きつけロックウールの使用可能性のある非木造で、500平方メートル程度以上の建築物を対象にアンケート調査を実施しており、対象件数も56件の所有者、管理者に対し、8月18日郵送配布し、現在まで23件の調査報告がありました。いずれもアスベスト等は使用されていない状況にありますが、調査未回答の方についてはさらに連絡をとり、回収に努めたいと考えております。

次に、行政指導の方向性と町の対応についてであります、アスベストによる健康被害が大きな社会問題になっていることから、住民の不安解消や健康被害を防ぐ上からも、役場関係部局が密接な情報交換を行うとともに、今後の対策等を検討する目的で、助役を座長とする厚岸町アスベスト問題対策庁内連絡会議を8月15日に設置して、対応に努

めているところでありますし、広報やチラシ等により周知指導を図っております。

また、建築物の解体工事などについては、建設リサイクル法による届け出が義務づけられていることもあり、8月27日建築業者さんにお集まりをいただき、現在私どもが得ている情報に基づき説明会を開催しております。

しかし、アスベストを使用している建築物については、大気汚染防止法や労働安全衛生法及び石綿障害予防規則により届けも必要ですし、除去、解体、改修工事に伴う作業方法などについても規制されるところから、行政指導については関係部局で連携を図る必要があります、今後国や北海道の施策も流動的ではありますが、動向を注視して、関係機関と連絡を密にし、対応してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

他の質問については、教育長から答弁があります。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） おはようございます。

私の方からは、2点目、宮園パークゴルフ場管理運営についてと、3点目、中学校用教科用図書の採択についてお答えいたします。

まず、2点目、宮園公園パークゴルフ場の管理運営についてお答えいたします。

有料化2年目となるが、利用状況と収支は。またその実績をどのようにとらまえているのかとのご質問ですが、利用状況については、平成15年度の正確な利用者数を把握していないので、有料化前との比較はできませんが、今年8月末までの利用者数は7,870人で、前年同期の1万1,140人と比較して29.4%減少しています。

収支の状況については、有料化に伴う一時的な経費と、今年度予定している芝管理用機械購入に係る投資的経費を除くと、おおむね300万円前後の維持管理費で推移しております。ただし、今年度については、芝の補修費用として55万9,000円を補正予算に追加計上させていただいているところであります。

次に、芝の管理についてお答えいたします。

初めに、芝の荒廃の原因と、それによる利用者数と収支の影響、あわせて町内外の利用者の反応についてであります。

昨年、コースクローズ後に地力を高めるため、パークゴルフ協会の協力を得て、有機肥料を散布しました。このとき、固まった堆肥を十分拡散しないで越冬したため肥料焼けを起こし、芝を荒廃させてしまったものであります。このような不手際によって、パークゴルフ愛好者の皆さんに大変なご不便とご迷惑をおかけいたしましたことに対し、心からおわびを申し上げます。

なお、このことへの現場の対応といたしましては、5月24日と25日に、固まっている堆肥を拡散する作業を行い、5月30日と6月1日には、グリーン上の欠損部分に空き地で育成していた芝を張りつける作業を行いました。また、6月8日から10日までの3日間で、芝の欠損部分に芝の種と黒土を混ぜて散布する作業を行った後、約1カ月の間経過を見守りましたが、その間、芝管理の専門家からの提言と現場の状況から、早期に回復することは困難と判断し、7月25日から8月11日にかけて、芝の補修作業をグリーン

部分に限定して行いました。その後、張り芝の養生期間を経て、8月下旬には全面修復がなされ、現在は気持ちよくプレーを楽しんでいただいております。

しかし、修復が完了するまでの間、町内外の利用者の皆さんからは、こんな状態でも使用料を取るのかといった苦情を数多くお聞きしました。また、このことによる影響から、パークゴルフ場の利用離れが進み、8月末現在で、昨年の同時期と比較して、利用者数で29.4%、使用料収入で23.5%減少しているところであります。

次に、現状の芝の管理体制と今後管理運営を予算を含めてどのようにされるのかについてですが、宮園公園パークゴルフ場の芝の管理については、平成13年度から厚岸町高齢者事業団に委託しております。管内を含めた他自治体では、芝管理の専門業者に委託しているところもありますが、経費が高額で、経費負担の軽減を図るための有料化の趣旨からかけ離れてしまいます。

今後は、本年10月末に330万円の事業費で購入予定の目土散布機とエアレーション機の芝管理用機械や、19年度で購入を計画しているグリーン専用の芝刈機など、管理に必要な機器の整備を図っていくとともに、現行の管理運営体制を維持しながら、担当課を中心に芝の育成管理に必要な知識の習得と研究を重ね、より一層愛好者が快適にプレーできるコースづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続いて、3点目、中学校用教科用図書の採択についてでございますが、初めに、採択地区は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、昭和39年北海道教育委員会告示第90号で定められております。この採択地区は、その地域内の同一の教科用図書を使用することが適当と考えられる地域であり、都道府県教育委員会が自然的、経済的、文化的条件を考慮して決定します。

釧路管内には、釧路市と釧路町で構成する第20採択地区と、他の8町村で構成する第13採択地区の2つの採択地区があり、現在小学校では、2教科で異なる教科用図書を使用しており、来年度からの中学校では、2教科2分野で異なる教科用図書を使用することになります。

児童生徒が転校した場合、一部とはいえ、教科書が変わることで多少の戸惑いが生じるでしょうし、また教科書が変わらないとしても、学習の進度が異なれば、やはり同様の戸惑いが生じると考えられます。いずれの場合も、学校においては、転校したことによって学習に不足や欠落の不利益が生じないよう児童生徒の実態に応じた配慮がなされているところであります。

しかしながら、児童生徒の戸惑いや不利益となり得る要因は、極力廃除されることが望ましいと考えます。また、採択地区を決定する条件は、時代の経過とともに変化するものであります。さらに、釧路市、阿寒町、音別町の合併に伴い、第13採択地区の教員数が減少し、教科用図書を専門的に調査研究する選定委員会を委嘱することがますます困難になるため、北海道教育委員会に対して、採択地区の一本化を打診しているところであります。

次に、中学校歴史教科書の採択理由及び扶桑社発行の歴史教科書についてお答えいたします。

教科用図書の採択は、まず、選定委員会が教科用図書見本すべてについて調査研究を

し、その報告を受けた採択地区教育委員会協議会が行います。

選定委員会における調査研究の観点を申し上げますと、1つには、取り扱い内容が学習指導要領に基づいて正確、適切に取り上げられているか。また、他の教科の分野や領域などとの関連が適切に図られているかについてであり、2つには、内容の配列、構成、分量が学年の発達段階に応じて体系的、発展的に組織されているか。また、地域の実態や生徒の生活体験、生活経験及び興味、関心などに配慮されているかについてであり、3つ目には、使用上の配慮について、生徒の学習意欲を高め、みずから課題解決に取り組み、主体的に学習に取り組めるよう工夫されているかなどであります。

以上の観点から行われた調査研究に基づき、中学校の歴史においては、教育出版社の教科用図書が採択されました。

主な採択理由を申し上げます。

1つ目は、日本と世界の歴史的事実を関連的にとらえるような資料を取り入れるなど、多面的、多角的な見方や考え方を通して、我が国の歴史の大きな流れを理解できるようになっている。

2点目は、北方領土問題の歴史的経過や北海道開拓の歴史、ペリーの函館寄港、アイヌの人たちの歴史や文化、人権を調べる活動を取り入れるなど、身近な地域の学習を通して歴史学習への興味、関心を高めるように配慮されている。

3点目は、日本の昔と現在の都道府県の位置を比較する地図を活用する学習を取り入れたり、平和な世界を築くために、自分たちがなすべきことを考える学習を取り入れたりするなど、地理的分野、公民的分野との関連を図った学習ができるようになっている。

以上3点が主な採択理由です。

続いて、扶桑社の歴史について申し上げます。

扶桑社の歴史教科書については、賛否両論さまざまな意見があるところですが、文部科学省の検定に合格した教科書の一つであり、学習指導要領に準拠したものであると認識しております。

次に、採択方法の開示についてですが、第13教科用図書採択地区教育委員会協議会規約では、採択の公正さを保つ意味から、採択理由や委員名など、採択業務に関する情報を公表する期間を規定しております。今回は、8月31日までに採択を完了し、公表期間は、9月1日から当該教科用図書の使用が終了する日までとなっております。

したがいまして、採択の内容等をタイムリーに開示することはできませんが、公表期間内の開示は可能です。当協議会規則では、採択理由、選定委員会による調査研究報告書及び委員名等について、町民などから要求があった場合、閲覧の方法によって公表すると定めております。

なお、町内に在住する生徒が実際に使用する教科用図書の採択であることから、開示できる事項は積極的に開示すべきと考え、今回初めて採択の仕組みを図式化した資料を作成して、教科書展示会場に掲示したところであります。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 3番。

●南谷議員 再質問をさせていただきます。

まず、第1点目の、アスベスト問題の公共施設の関係でございますが、学校関係でございますが、厚岸町の将来を担う子供たちが利用する施設でございますから、私は細心の注意を払っていくべきと考えますし、ぜひ取り組んでいかなければならない点だと思います。

そんな思いで、特に学校施設に関するものについて、先ほど資料もいただきましたけれども、どのような点に留意をされ、このアスベスト問題について取り組んでおられるのかお伺いをいたします。

公共施設のアスベスト使用状況については、近隣町村でも既に取り組みがなされております。音別町は、現在調査中ですが、鶴居村、標茶町は既に9月25日までに調査を終え、公共施設問題関係をなしということで公表がなされております。

町は、町民の不安解消に努めていかなければならない使命を持っておると思います。厚岸町としては、現在調査中のものもあろうということでご答弁をいただいたのですが、これらの関係について、厚岸町として、この調査の結果をどのようにされていくのかお伺いをいたします。

民間への対応についてお尋ねいたします。

直接厚岸町内で、アスベストの製造や、また製造に関する企業はあるかないか、この点についてお尋ねいたします。

環境の観点からなんですけれども、住宅などアスベスト対策として先ほど資料をいただいたり答弁をいただいたんですけれども、環境の観点からどのような今後取り組みをなされているのか、されてこられたのか、環境の立場で、視点でどのような取り組みをしているのかお尋ねをいたします。

行政指導、国の動向については、私もニュースをよく見聞きしているのですが、本当に、先ほどの町長の答弁ではないのですが、多岐に分かれていることや、個々の法令、多くの法令にまたがる部分が多い、それも順次改正が進められてきているという状況ですから、大変わかりにくい、取り組みにくい問題でもあると理解をしております。町民の健康を守るために迅速な対応をするべきと考えますが、町としてもしっかりと国の情報をキャッチして取り組んでいかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

町内の対応についてでございますが、アスベストについて平成9年10月に、当時一番議員さんが委員長の発案によりまして、厚生文教常任委員会で富良野市へ廃棄物の処理の件で、日本で最後まで石綿を採掘していた鉱山跡地や、排水溝の状況を研修に出向いておりますが、そのときに厚生文教委員会なりで研修をしてきております。それ以降、その研修の結果も踏まえて、町としてこのアスベスト問題にどのように取り組んでこられたのかお尋ねをいたします。

厚岸町は、アスベストに関するお知らせを発行しております。先ほどの説明でも、ご答弁でもありましたのですが、黄色いチラシ、入ってきて見させていただいたのですが、これですね。アスベスト石綿に関する厚岸町からのお知らせ。窓口が、厚岸町アスベスト問題対策庁内連絡協議会事務局となっておりますけれども、助役が局長となって活躍をいただいているということでございますけれども、この組織の構

成、さらには活動状況について、もう少し詳しくお尋ねをいたします。

次に、宮園パークゴルフ場の管理運営についてでございますが、私は、町の大変厳しい財源事情もあり、有料化やむなしと考えております。それだけに、利用者の皆さん、管理運営に対する期待するものも非常に大きいものがあるかと推察いたします。

先ほどお聞きしました利用者数ですが、平成15年は、この資料を見させていただいたのですけれども、利用者受け付け名簿と利用者団体、サークル等の聞き取りによる人数、平成15年なんですけれども7,781名。実際は、利用者数が平成16年と17年、比較検討して、有料化になる前となってからの比較数字なんですけれども、この表を見ていても、余り同等であるということで差異が出てないんです。

要するに、平成15年のとき、有料前、私はもっと多くの方が、パークゴルフ人口多かったという認識をしておいたのですけれども、この表を見せていただいた限りでは、ここに書いてあるのですけれども、届け出のあった団体、聞き取りによるもので15年が7,781名、16年、17年は同等くらいの数字というんですけれども、ここに書いてあるんです。ちょっとこのところが私の感じと違うものですから、このとらえ方について再度お尋ねをさせていただきます。

さらには、私の感じるところ、この利用者数、有料になって16年、17年と2年経過しておるわけでございますけれども、この有料化だけの影響でこのような数字になっているのかなど。私は、先ほどの教育長さんからのご答弁にもありましたが、芝の管理状況が非常に入り込み数に影響を及ぼしておると判断しております。

現に、この表で見せていただいたのですけれども、3ページ目、7月、8月、1日券310円の欄なんですけれども、非常に利用者数が差がございます。町内、町外も合わせまして半分以下の入り込み数になっているのが実態でございます。これも、芝の管理状況が私は大きく影響を及ぼしていると判断をしております。

限られたスタッフ、財源での取り組み、大変なご苦労だと拝察しておりますけれども、有料化になったこともあり、その責務の重さは重大であります。先ほどの教育長の答弁でもありますが、芝の管理だけではなくて、利用者に感謝され愛されるパークゴルフ場を目指して、管理運営に努めるべきと考えます。なお一層の努力をしていただきたいと思います。

芝の管理の関係でございますけれども、私なりに今回気になって、随分皆さんの声があったものですから、利用者の皆さんに聞いてみました。いろいろな意見がございました。自然相手のことだからやむを得ない。少ない人数でそれなりに頑張っているよ。また、高齢者事業団の皆さんはよくやっているが、専門家がないのではないか。他の町村はもっとお金をかけ運営をしており、その差ではないか。町外利用者の減少が著しく、このような芝の状態では有料なのはおかしいのではないか。厚岸町として本当に問題があるのではないか。このような厳しいご意見もございました。いろいろな意見がございました。ですけれども、総じて結果には落胆しているものの、それぞれの皆さんが一生懸命復旧に向けて努力をしていることは認め、理解を示されておりました。

現在、芝は完全復旧しておりますが、私が残念に思うことは、春のオープンの時点で芝の荒廃が発生しており、復旧に8月末までかかっていることとでございます。この間の対応が遅かったこととでございます。なぜもっと早期対応ができなかったのかという点とでございます。今後の対応に十分生かしていくべきと考えます。

指揮官でもある教育長さんにお尋ねいたしますが、どうしてもっと素早く対処が可能ではなかったのかな。私は、事の対処に当たって、関係者や関連する各課との連携が欠落しているのではないかなというふうにも考えます。組織の連携活性化の方法にハウレンソウ効果ということがございます。ハウレンソウ効果とは、何か事が発生したときの対応手順でございます。方法ですか。下の者は、上司へまずその状況報告を速やかに行う。上司はそれを受けて、関連各課や、さらにその上の上司に連絡、連携を密に取り合う。上司は、下の者とよく相談をする。そして、その時点で最善の方法を選択し、事の解決に当たるといふものでございます。

財源や多くの課題もあり、なかなか即実施とはならなかったと思いますが、来年は、利用者の皆さんが喜んでプレーをしていただけるように管理運営に努めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

教科書の採択地区につきましては、相手の地区の受け入れの問題や多くの課題があるうかと思いますが、調査をし、ぜひ取り組んでいくべきと考えます。

歴史教科書でございますが、43年ぶりに、私今回検定された教科書を見てみました。正直言いまして、自分が43年前に中学校に習ったときの教科書、手に入らなかったものですから、その記憶とまず比較をして、現在の検定教科書の見た印象でございますが、非常にカラフルで説明が懇切丁寧ですが、ゆとり教育のせいなのか、時間が少ないのか、学習時間が少なくなったのか、非常に断片的な感じがいたしました。私の時代よりも、過去から現在まで、今日までの、未来までのストーリーというのですか、非常に年次的に、断片的になった、こんなイメージを受けました。

私が本当に中学校に入学したころの教科書は、私、戦後生まれの時代、まだ敗戦の色が濃い時代の時代背景の教科書であったわけでございますが、そのころの教科書よりもずっと今回の検定歴史教科書は、各社大変グローバルな視点、世界観からとらえている点は評価すべきことなのかな、今日の時代背景をきちっと理解をしてきているのかなと思う反面、扶桑社の教科書、他社よりも近代史を中心に記述が多くなっている面も見受けられましたけれども、この扶桑社の教科書、私自身は余り違和感を感じませんでした。

新しい教科書をつくる会の藤岡信勝拓大教授のように、講演を聞いてまいったのですけれども、今までの教科書は国籍不明の教科書と言っておられる、このように称する人もおりますし、9月5日付の道新の社説では、扶桑社の教科書採択率0.4%の結果を、落ちつくところに落ちついたと称しています。

子供たちには、道新の社説ではないですが、日本の歴史のよい面、悪い面も正しく教えるべきと考えますし、アジア、世界の中で、子供が将来日本人として誇りを持って生きていってほしいと考えますし、願います。

今日の日本を取り巻く環境、中国や韓国が日本の教科書への介入、さらには北朝鮮の拉致問題など、何かニュースを聞いておっても、違和感を強くするのは私だけでしょうか。子供たちの将来に関する大切な問題であり、採択に当たってはもっともっと町民へ投げかけをしなければならない必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

町民への開示方法ですが、防災無線による情報館、役場庁舎での認定教科書の開示案内のみだけではなくて、5年間に一度のことでございますから、一考を要すべきと考え

ますが、いかがでしょうか。

私は、現場の教師の皆さん、PTA、そして町民の声や考えがもっとこの採択に反映されるべきで、現状の教科書の採択の仕組みでは、余りにも公平さを厳守したいがために、この秘密をきちっと守って公平を守りたいという思いが強くて、むしろ逆に風通しが悪い。5年間に一度のことなんですけれども、大事な選択の時期でございます。もっともっと透明性の高いものにしていただきたい、いくべきではないのかなと、このようにとらえますがいかがでしょうか。今後の取り組みの考え方をお尋ねし、2回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 学校関係、児童生徒に関する、特に注意が必要ではないか、どのような観点で取り組んでいるかというご質問でございますけれども、おっしゃるとおり、学校は子供たちが安心して学び生活できるのが何より大切だというふうに考えてございます。その意味で、今回このような問題が発生している状況の中では、特に文科省、それから北海道教育委員会、さまざまな情報、それから調査ということで入ってきてございます。

ただ、これが日々やはり変わってきているのが現状です。それに対応するためには、そのたびに学校へ行って調査、それから、何度もやはり学校へ行ってお邪魔して調査する、そういった状況の中で、今現在進んできていますし、またその不安ですとかその心配、さらにはアスベストを含むロックウールの状況がわかったような時点、そのような中では、ほかの公共施設よりも先んじて、実は調査などをさせていただいているというのが実態でございます。

また、先ほど言いました調査情報が日々変わってくるわけですが、このような中で、アスベストに関連するような機器類、これも学校にいろいろございます。そういったことも日々ふえてまいりますけれども、それもすぐさま学校に参りまして、現物を確認する中で、その状況はどうかと、そういうアスベストが使われている状況が飛散するような状況にはないのかというようなものも含めて、今現在調査等を進めてきていますし、既に処分すべきものについては処分されておりますし、今後もそのような状況の中では、非飛散性、要するに飛散をするおそれのないようなものが、通常の使用状況の中では問題ないようなものが実はあります。そういったものも、やはり現状の使用状況の中では問題ありませんけれども、それが破損するとか、そういったことに対してどういうふうな対応をしていくのかというようなことを、やはり学校関係者とも協議しながら、今現在対応を図っているところでございます。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） お答え申し上げます。

私の方からは、公共施設での現在進めている調査結果も含めて、住民の方々に安心を与えるために、住民への公表という形でございますけれども、基本的には、今調査結果

の途上ではございますけれども、10月1日広報において、今の状態をまず住民の方に周知したいなど。それから、今後含めて対策等を講じる必要等が出てくるが、これについても敏速に住民に対しても周知に努めていきたいというふうに考えます。

それから、あともう一点、私の方から、アスベストに伴って、平成9年以降についての対応という形でございますけれども、基本的には、平成9年以降でありますと、その以前からやっていたけれども、要は厚岸町の上水道区域内における石綿管の塩化ビニール管への変更、取りかえという形が平成5年から進められて、平成15年に上水道区域についてはすべて終わっています。あと残されているのが、尾幌農業用水道施設でございますけれども、これについても順次今改修を進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

さらに、建築関係の方でいきますと、基本的には、アスベストとしての指導ではなく、従来含めて建築基準法上の除去届けであるとか、建設リサイクル法に基づくところの届け出義務とかを、パンフレット等をもって周知してきていたという段階でございまして、今回、このように大きな問題になってきておりますので、今後を含めて、建築業者さんが解体するにしても、それなりのアスベストが含まれているとすればそれなりの対策も必要ですし、新たな届け出等も必要になってきていますので、これらについてもきちっと指導していきたいなど、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 続きまして、町内においてアスベスト製品を製造している事業所、またはその関連というご質問についてお答えをいたしますが、町内においてアスベスト製品を製造している事業所については、統計上のデータあるいは周囲の聞き取りからは、今のところ確認できておりません。過去も現在も確認できておりません。したがって、一応ないという認識に立っております。

それから、取り扱いの事業所ではありますが、報道等では造船業等が報道されておりました。それから、自動車整備業、そういったところでの取り扱いも報道されておりました。そういったところを調査をいたしました。これは聞き取り調査、簡単なアンケート調査という内容ではありますが、造船業につきましては、船の本体といいますか、船の?体そのものにはアスベストは使われていない。したがって、造船業の事業所でアスベストが取り扱われることはないという回答を得ております。

ただし、その船の?体の上に乗っける設備の関係、船舶機械取扱業、そういった業者さんの聞き取りアンケート調査によりますと、いわゆる熱を妨げる断熱という効果、配管のパッキン等に過去に使われていたということでもあります。これは、平成8年までに代替品が出て、その後は使われなくなったということではありますが、今後も修繕等においてそういったところの取りかえ等が、そこへ接触をするということが考えられるという状況の回答を得ております。

それから、自動車整備業についてであります。これも業界の一部の方からの聞き取りの結果でございますけれども、これも過去において、アスベストを使用する、あるいは

含有するクラッチディスクとかブレーキパッド、こういったものが部品があったということですが、平成9年10月をもって代替品に切りかえられた。その後は、そういった部品はないということですが、業界では、そういったアスベストを取り扱ったという過去の経験を踏まえて、健康状態を確認するためのサンプル調査といたしますか、ある特定の人を抽出して健康診断を毎年行わせるというような対応をしていると。あるいは、退職者についても、健康診断を督促しているといったような業界の取り組みについて報告を受けているところでございます。

その他アスベスト製品を取り扱っているという事業所については、今のところは確認できておりません。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 私からは、環境の立場でどのような対応をしてきたかというご質問に、まずお答えしたいと思います。

国内で使われているアスベスト製品につきましては、約9割以上が建築物に使用されているという実態がございまして、国の対応も、その飛散性アスベストについての対応を自治体の方にも求めてきているという実態がございまして。まず、その部分について集中的に、公共施設それから対応する民間施設等の調査を今まで行ってきたということがあります。

環境に対する法関係であります。大気汚染防止法というもので規定されております。その中で、現在規定されているのは、石綿の含有製品を製造加工する作業についての影響についての規制、それから、石綿が使用された建築物等の解体等の作業についての規制と、この2点でございます。今後については、これにとどまらず、製品の全面使用に向けて今国も動いているという情報がございまして。

それから、国においてもさまざまな省庁が絡んでございまして。厚生労働省、環境省、経済産業省、文部科学省、消防庁、国土交通省などが、それぞれの立場で現在さまざまな対策を講じて、それに基づいて法改正なり、それから我々自治体への通達など、民間業者への通達など、そういったものを用意していると、順次対策が、追加の対策が講じられるものというふうに考えております。そうした中で、町としてもそれぞれの対応する庁内の課等で対応していくということを考えてございまして。

それから、連絡会議の構成でございますが、8月15日に第1回目の会議を開催してございます。構成の課でございますが、まず、座長は助役でございまして、教育長も構成員でございます。それから、税財政課、まちづくり推進課、保健介護課、福祉課、環境政策課、産業振興課、建設課、水道課、教育委員会管理課、町立病院、総勢30人の職員から構成されてございます。今考え得るアスベストに関する対応が必要な課を集めまして、さまざまな検討がされてきているという状況でございます。

第1回目が8月15日、この日に連絡会議を設置いたしまして、その場では、まず各課が共通の認識を持つ、情報を共有しようということを確認いたしました。それから、民間を含めてどんな対策が必要なのか、それぞれの課で考えるということ。住民に対する

周知についても考えようと。以上の4つのポイントについてそれぞれ話し合われました。

それから、第2回目の会議につきましては、8月30日に開かれました。このときに町内のアスベストの使用実態の把握、それから健康被害対策、それから環境対策に対する情報収集に努めるということを確認して、それぞれの15日から30日までに活動実態についての報告、情報交換をしたところでございます。

それから、この時点で、使用疑いのある施設の空気調査、成分調査等の予算補正、調査ですね、まず調査、それから予算についての協議もこのときにしてございます。

それから、先週の22日でございますが、この日に第3回目の連絡会議を開催いたしまして、それまでの公共施設等、民間施設等、それから町内で使用されている実態等々の情報を交換して、それぞれの立場で対応を確認したと。

それから、10月号の広報紙で、健康被害が心配されるアスベスト問題ということで、広報紙を通じて町民の皆様へ情報を提供するという予定もしておりました。その内容についての再確認もしたところでございます。

以上、私からの答弁を終わらせていただきます。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私の方から、パークゴルフ場問題と教科書問題についてお答えいたします。

まず、パークゴルフ場の問題でございますけれども、1点目の、利用者数の減少というか、利用者数の把握についての認識でございますが、15年度につきましては、名簿記入式、これはもう自発的な記入ですから、利用者数にはほど遠い少ない数字だというふうに認識しておりますし、ただ15年度、有料化に当たってパークゴルフ協会等との話し合いをする中でも、今回の有料化については、経費の軽減ということで十分ご理解いただいたという中では、現場の方として、15年度と16年度については、そんなに減少は大きくないのではないかというふうな認識に立っておりますので、同等程度ではなかったかというふうな、あくまでもこれは推測の域を出ないということでの回答でございます。

2点目、対応が遅くなかったかというご指摘でございますけれども、確かに今回の8月下旬の全面修復という、結果的にはそのようなことになりましたが、先ほどご説明したとおり、5月上旬からそれぞれ建設課あるいはパークゴルフ協会の方とも協議する中で、それぞれの堆肥を拡散するですとか、独自に張り芝を実施する等の作業を行っていたということの中で、これでは間に合わないという結論が出たのがその後であったということですので、何とかご理解をいただきたい。

そしてまた、実際本年度扱うに当たっても、現場の方としてはいろいろな設備的なものの不十分さというのは十分認識しておりましたし、その中で今年度、目土の散布機あるいはエアレーション等の購入も認められ実施するわけですがけれども、残念なことに、この財源が防衛庁のお金ということで、時期的にはどうしても遅くなるというふうな部分もあって、今年度購入するんですけれども、今年度の時期に間に合うような形では購入できないというふうな事情もあって、来年度以降これについては使っていく。

そして当然ですが、これを使用するに当たっては、納入業者の方から十分な使用上の説明等々の指導も受けますし、来年度について、何とか関係各課あるいは専門業者の指導を受けて、住民に満足いただけるようなパークゴルフ場の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

最後に、教科書問題ですけれども、1点目の、地区の問題ですが、これ合併問題に絡めまして、今回一部変更がありました。というのは、当然のことながら、阿寒町と音別町については第20区に編入になったところです。

ただ、国の流れとしては、これできるだけ採択地区を小さくしたいというのが文部科学省の意向であります。どうしてもこれ一番大きいのは、教科書会社に対するいろいろな影響というところがあるのかなというふうに思うのですけれども、やはり教科書を一たん採択しますと、例えば札幌市であれば、物すごい莫大な冊数が動くというふうな状況のある中で、採択地区は小さくしたいというのが一つの流れではあります。

ただし、私たちとしては、実際に中学校の教科書を採択するに当たっては、約80人の先生たちの協力を得て研究調査をしています。小学校についてもその半分、約40名の先生方の教科書をいただいているわけございまして、そういう意味からいって、どんどん小さくなる中で非常に厳しい、先ほど言ったように、研究調査が厳しいという問題と、どうしても釧路市との交流がある中で、釧路市と一緒にすることはできないかという意向は13区では持っております。

ただし、20区の方、釧路市の方では、同様に考えているわけではございませんので、その点についてのももちろん協議もあります。実際に、北網地区については、北見市、網走市、紋別市含めて同一地区というところもございまして、僕たちは不可能ではないという認識の中でそのような努力をしてみたいというふうに考えております。

また、教科書の開示方法についてでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、やはりいろいろな関係者の方々のご意見もあり、教科書会社の問題もあり、これについては、やはりかなり静かな環境で研究をし、それを客観的な目で選びたいと、選びなさいというのも文部科学省の考え方で、現在進んでいるということもご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

- 議長（稲井議員） 3番さん、3回目の質問、午後からとしたいと思いますがよろしいですか。

（「はい」の声あり）

- 議長（稲井議員） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時とします。

3常任委員会の委員会が12時半を予定しておるそうですけれども、どうですか、12半ならちょっと。

（発言する者あり）

- 議長（稲井議員） そしたら、委員会を40分にして、1時10分に本会議を再開と、こういうことでやりたいと思います。いいですか。それでは、そういうふうにしておきます。

午後12時08分休憩

午後1時10分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

3番、南谷議員の3回目の質問を行います。

3番。

- 南谷議員 再々質問をいたします。

アスベスト対策の取り組みは、町独自で実施が可能な部分と、国発の部分があると考えます。町民のためにも町ができることはしっかりと対応していくべきと考えますが、ご答弁を求めます。

2点目の、パークゴルフ場の管理運営でございます。

特に、芝の管理でございますが、自然相手のこともあり、芝が荒廃することは避けられないこともこれからもあろうかと存じます。しかしながら、そのときの対応や平素の管理に、各課との連携や、教育長は助役、それぞれがもっとしっかりと連携をとって、管理運営に当たっていただくべきと考えます。

私がパークゴルフをやっておらないものですから、あそこにはなかなか足が遠のいておるのですけれども、実際担当課の人数構成や、高齢者事業団の皆さんに管理運営をお願いをしていると。こういうことも、2年続いてこのような事態に陥った背景、連携だけでははかり知れないものがあるかと存じます。この辺も含めて、やはりしっかりと検証をしていくべきではないのかなと。

限られた財源の中でどう、やっぱり現場は現場なりに私はそれぞれやっておると思います。2年続けてこういうことになったわけですから、好んでそういう事態を求めたわけでもないし、それぞれ汗を流して復旧工事に頑張っただけは、私なりに十分感じ得るものがございます。やはり、教育長としてこの辺もしんしゃくをして、方向性をしっかり出していくべきととらえますが、いかがでしょうか。

3点目の、教科書の採択についてでございます。

私は、まさに厚岸町の将来を担う子供たち、または世界に羽ばたいていこうとする子供たちが学んでいく教科書の採択でございますから、選定する皆さんのご労苦、本当に長期間にわたって選定作業をされてこられる。

しかしながら、さっきも言ったように、公平な選定をするにいたって、やはりある程度秘密裏に行っていかなければならない。ですけれども、大きく時代は変革をしております。かつてのバブルの時代から今日、非常に経済環境も変わってきた。それから世界を見ても、中国やロシア、アメリカ、それぞれの国際事情も変わってきております。将来は大きくまださま変わりをしていくと思います。

そんな時代に、子供たちがみずからがしっかりと将来方向を定めていかなければならない。そのままだまだ考え方も定まっていない中学校の時代に、適切な教科書の採択をしてやらなければならないというその責務の重さ。やはり仕組みもそうでございますけれども、透明性のある選択方法を、国の縛りもあろう、道の縛りもあろうと思えますけれども、少なくとも5年に一度のことでございますから、やはり厚岸町はどうしていくべきかという問題も含めて、しっかりと取り組んでいただきたいと存じます。

以上を質問いたしまして、再々質問を終わらせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは、アスベスト問題についてお答えをさせていただきたいと思えます。

南谷議員からご指摘がございましたとおり、アスベスト問題は全国的な問題であり、総体的には、国の対処に対して強く要請するところでございます。

しかしながら、他人事ではあってはならないと思っております。厚岸町民の健康を守るという重要な課題であり、町長としての責務であると認識をいたしております。

そういうことで、どの自治体よりもいち早く、先ほどから答弁等含めてお話ししておりますとおり、助役を座長として、厚岸町アスベスト問題対策庁内連絡会議を8月19日に設置をいたし、その対応、対策を講じておるわけであります。今後とも住民の健康、そしてまた命を守るという重要な責務の中で、このアスベスト問題については対応してまいりたい、そういうように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 私の方からは、パークゴルフ場に関連する質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

パークゴルフ場の維持管理につきましては、教育委員会と連携をとらせていただいて、町長部局としても教育委員会の要請にきちっと対応、連絡、連携を密にしまして対応をとらせていただきたいと思います。特に、利用者に不便をかけたり、さらには快適に利用していただくように、町長部局といたしましてもよく連携をとって、すぐ対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私の方からは、教科書採択に係る過程の透明性についてのご質問についてお答えしたいというふうに思えます。

先ほど答弁させていただきましたけれども、タイムリーに開示するということは、法的には今の段階では難しいのかなというふうに考えておりますが、今年度についてもそうですが、9月1日以降は、その過程を含めてどのような議論をされたかという議事録も含めて、それぞれの町村で同様の資料を開示いたしております。

ぜひそれらを見ていただいて、どのような過程で教科書が選ばれている、そして検定教科書についても、情報館だけでなく、役場においても開示をしているというふうな状況でございますから、私どもも町民に、少しでも子供たちが使用する小学校用教科書、中学校用教科書について関心を持っていただきたいという意味では同じ意見でございますので、ぜひその点含めて町民の方も関心を高めていただきたい。透明性については、協議会としてもできるだけ早くにその資料をそろえるよう、事務局の方でも対応を急いでやっていることでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

●議長（稲井議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、1番、室崎議員の一般質問を行います。

1番。

●室崎議員 さきに通告いたしました一般質問通告書に従いまして、ご質問申し上げます。

1点目は、アスベストについてであります。

アスベスト問題に関する現状の把握と町の対策についてお聞きいたします。

2番目は、環境マネジメントシステムについてであります。

厚岸町が行ってきました環境マネジメントシステムISO14001ですが、その今日までの成果と、そこで見えてきた課題、そして今後どのように取り進めていくのか、この点についてご説明を賜りたいわけであります。

3番目には、高分子化合物（プラスチック類）等の廃棄物についてであります。

厚岸町におけるプラスチック類等の廃棄物の排出状況は、現在どういうふうになっているか。それから、現状における課題と対策についてお聞かせ願いたいわけであります。

4番目として、感染症対策についてであります。

これは、今年の3月議会でもちよっと私申し上げた問題ですが、特別養護老人ホームやデイサービスなどにおける感染症対策の行動基準、マニュアル、それは3月議会でお聞きしましたところ、現在まだ完成していないので、6月末までには何とかしたいというお話でしたので、それについてご説明をいただきたいということであります。

次に、5番目として、「みんなすこやか厚岸21」についてであります。この「みんなすこやか厚岸21」において、健康づくりの3本柱といいますか、重点項目として、歯の健康、それからたばこ、それから塩分、要するに、たばこはやめる、塩分は取り過ぎないようにするという点についての取り組みということ、これは健康維持、健康増進というための最も大事な厚岸町におけるその3点であるとして、これに取り組んでいくということがうたわれておりますが、この3年間どのように取り組んでこられたか、そしてそこでどのような成果を上げられてこられて、これからこの同計画についてどのように進めていくのかという点についてお聞かせを願いたいわけであります。どうかよろしくお願いたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、室崎議員の質問にお答えをいたします。

初めに、アスベスト問題に関する現状の把握と町の対策についてであります。

6月29日、大阪市の大手機械メーカーにおいて、アスベストが原因と見られる疾病で、従業員ほか79人が死亡したとの発表となって以降、アスベストによる健康被害の問題が全国的に注目されています。

アスベストは天然の鉱物繊維で、熱、磨耗、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っています。厚生労働省が平成14年に行った調査では、使用料の9割以上が建築材料として使用され、残りは化学プラント設備用のシール材、摩擦材などの工業製品などに使用されていたとなっております。

建築材料は、吹きつけアスベストやアスベストを含有するロックウール吹きつけなどの飛散性アスベスト含有建材と、屋根や壁材等のアスベストスレート、アスベストセメント板など、非飛散性アスベスト成型板の2つに大別されます。吹きつけアスベストは昭和50年に禁止されましたが、ロックウール吹きつけの一部は昭和55年まで、また個別に認定を受けた吹きつけ工法の中には、昭和63年までアスベストが含有したものがあり、これらは経年変化による剥離などにより、大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、劣化状況によっては早急な対策が必要となります。

一方、非飛散性のアスベストは、平成16年10月1日に、労働安全衛生法の改正により、現在摩擦材などの製造が禁止されましたが、アスベスト成型板は、通常の使用では健康に心配はないとされています。

現在、アスベスト利用料が1%を超える建材を使った建築物の改修、解体工事を行う際、アスベストが飛散しないように適切な対処をすることが求められています。また、経済産業省が行った家庭用品の実態調査では、8月末現在において124社、521製品の製造等の実態が報告されています。

さらに、環境省では、8月26日に工場や事業所で製造や加工をする際に、アスベストなどの特定粉じんを発生する施設を廃止した施設も含め公表しておりますが、北海道では5つあり、いずれも道央圏にあり、釧路管内にはないという結果でありました。

アスベストは、その繊維が極めて細かく、容易に空中に浮遊し、人が吸い込みやすいという特質を持っています。また、通常では、半永久的に分解、変質しないこと、及び地表に沈降したものでも再度粉じんとして空中に飛散するため、他の汚染物質と異なる面も持っています。

アスベストの有害性については、じん肺の一種である石綿肺、肺がん、悪性中皮腫が発症するおそれがあるとされています。人体に吸入されたアスベストは、10数年から数十年後には疾病となってあらわれる可能性が高く、人命にかかわる深刻な問題であることから、厚岸町においても重大な関心を持って情報の収集に当たり、適切な対応を進めることによって、アスベストによる健康被害の防止を徹底することが必要であると認識しております。

この問題への町の対応であります。役場内関係部局が密接な情報交換等を行うとともに、今後の対策等を検討するために、助役を座長として関係課職員で構成する、厚岸町アスベスト問題対策庁内連絡会議を8月15日設置し、庁の組織を挙げて対応に努めてまいりました。

まず、現状の把握を行った結果であります。公共施設等民間施設の対応については、

3番、南谷議員の一般質問にお答えいたしましたので、それ以外の対応について申し述べます。

町内の製造業者、造船業者5社からの回答では、造船業ではすべての船体にアスベストを使用していないとのことであります。船のエンジンを扱う船舶機械取扱業者3社からの回答では、平成9年まで船舶エンジンの排気管、煙突、断熱処理のためアスベストを使用したとのことであります。現在は、ガラス繊維の製品を使用しており、ノンアスベスト製品で、ダクトクロス、ダクトテープ、ガラスリボン、アルミ箔粘着テープなどを使用しているとのことであります。

町民の皆さんへの広報として、8月号の町広報紙に、7月1日に施行された石綿障害予防規則により、建築物の解体工事を行う事業者は、その事業者がアスベストによる健康被害を受けないよう措置し、また建築物の所有者や管理者も、アスベストが周囲に飛び散らないように措置する必要があることをお知らせいたしました。

また、さらに、9月号の町広報紙には、労災、健康、建築物、廃棄物の分野に関する心配事、不安、疑問についての相談窓口をお知らせするチラシを折り込み、周知を図ったところであります。

10月号の町広報紙では、厚岸町のアスベスト問題に対するこれまでの取り組み状況や健康被害のおそれのある人への対応についてお知らせする予定です。

いずれにいたしましても、現在全国的な重大な問題として、国や北海道を挙げてさまざまな対策がとられており、今後も追加の対策が出されるものと予想されます。町といたしましては、可能な限り町民の皆さんがアスベストの健康被害に遭わないように、またアスベストによる疾病の早期発見、早期治療、さらに労働災害への対応など、関連する諸問題に関係機関としっかりと連携を図りながら、必要な取り組みを進めてまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、環境マネジメントシステムについてのお尋ねであります。このシステムの取り組みについては、平成11年10月から開始し、現在に至るまで6年を経過したところであります。

初めに、このシステムの成果についてであります。平成16年度においては、31項目の環境目標を掲げ、その達成に向け運用を行ってまいりました。このうち、運用の結果として定量的にあらわせるものとして、運用を開始する前の平成10年度実績との比較で、電気使用料は18.4%の減、公用車燃料使用料は29.4%の減、施設の重油、灯油の使用料は13.0%の減、施設水道使用料は19.5%の減であり、いずれも環境目標を達成し、地球規模では微量ではありますが、環境への負荷軽減に貢献できたと考えております。これを金額に置きかえると、総額754万円の経費削減効果となり、町財政への寄与効果もありました。

一方、定量的にあらわせない効果として、1つには、このシステム運用前における環境配慮の取り組みは、一部の職員によるものにとどまっていたましたが、現在においては、職員が環境配慮に対する共通の認識を持ち、環境に関心を持ちながら日常の業務を遂行しております。

2つ目には、日常の業務に取り組む上で、このシステムの運用を通じて職場内での職員の連携が深まったと認識しております。町では、この環境マネジメントシステムの方

針で掲げた自然環境の保全、廃棄物の排出抑制と適正処理、省エネ、省資源、リサイクルの推進、農薬の削減及び有害物質の廃除、環境に配慮した事務の推進、環境教育の推進に基づき、環境施策を展開し、厚岸町の生活、文化、生産の基盤となる豊かな自然環境を保全するとともに、自然と調和した快適な環境の町づくりを推進してきたところであります。

さて一方、課題であります、環境マネジメントシステムとは、組織がマニュアルで定めたことをいかに忠実に実行したかを評価するものであります。しかし、役場としての組織がこれを実行する意義として、環境負荷軽減に対する定量的効果や、組織や職員の意識改革だけにとどまらず、地域住民の環境配慮への取り組みへと結びつくよう、企業法人などとは違う側面があり、町としてもそのことを念頭に置いて運用してきましたが、今後さらに町内への普及を図っていくことが課題であると認識しております。

厚岸町の環境マネジメントシステムは、世界の共通規格であるISO14001規格として、環境への負荷低減を継続的に実施し、改善する手段として行うべく、平成12年3月31日にISO審査センターに登録されました。

3年前に更新手続を行い、平成18年3月30日をもってその登録期間が満了となりますが、その更新に伴う外部審査など経費は、平成17年度予算には計上しておりません。更新するとなると、170万円程度の予算が必要であります、今年3月の平成17年度予算案で提案説明いたしましたとおり、更新手続を行わず、自主運用としてこの厚岸町環境マネジメントシステムを継続実施していく方針であります。

町としては、このISO14001の認証取得を目的にしたものではなく、このシステムを手段として、町の環境施策に取り組んでまいりました。今後においては、このシステムによる役場組織としてのこれまでの取り組みはもちろんのこと、町民や事業者の皆さんをどのように巻き込んで対応していくかを最大のテーマとして、いかに環境マネジメントシステムを継続的に発展させていくかが大きな課題であります。

ISOの審査機関に頼らず、6年間の経験を生かし、みずからの責任においてISO14001との適合を自己決定し、自主運用し、将来に向けての環境政策を体系化し、理念や施策の方法を築き上げていきたいと考えております。そのためには、厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例に基づく環境基本計画の策定作業を進めておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、高分子化合物（プラスチック類）等の廃棄物についてのお尋ねであります、まず、厚岸町におけるプラスチック類等廃棄物の排出状況について、配付した参考資料に沿って説明いたします。

産業廃棄物のうち、水産系のプラスチック類等廃棄物であります、漁業者などが使用しているプラスチックには、廃船や造船所から、建造時や修理した際に排出されるFRP、漁業活動から排出される廃網、水産加工業者から排出される発泡スチロールの漁箱などがあります。

造船所から排出されるガラス繊維強化プラスチック船、いわゆるFRP船につきましては、船を建造したり修理した際に排出される廃材の処理は、町内の民間業者が管理する産業廃棄物処理場や、釧路の産業廃棄物処理業者で、年間15トン程度処理している状況にあります。

廃船につきましては、素材が高い強度を持ち、大型なことから、適正な処理が困難であり、その多くが放置船として置かれたままの状態になっており、海岸管理者である北海道では、町や漁協を通じ、船舶所有者に適切な処理をお願いしているところでありませぬ。

釧路支庁による最近の調査では、町内において20隻を超える廃船が確認されております。漁業者が使用済みの漁網は、町内の処理業者に持ち込み、処理業者は無料で処理をしており、年間120トン前後を熱処理によってペレット状にし、リサイクル原料として町外の再処理業者に販売しております。

水産加工業者から排出されたビニール類は13トン排出され、町外の処理業者によって処理されています。また、出荷の際に出される発泡スチロールの漁箱につきましては、生産地から消費地への移動が多く、地元での廃棄物としての排出は少ないものと考えますが、最近の調査で、水産加工業者では、年間2トンが排出されており、これら釧路支庁管内の処理業者において再処理されている状況にあります。

農業系のプラスチック類等の廃棄物の排出状況であります。町内から1年間に排出される農業系廃プラスチックは、バンガーサイロや牧草ロール等で使用されるポリエチレンフィルムが16トン、飼料を貯蔵する際に使用される塩化ビニールフィルムが16トン、その他が5トンで、合わせて37トンが排出され、これらは地域で回収と持ち込み時期を調整の上、全量が苫小牧市の処理業者と釧路市の製紙会社において再生処理されている状況にあります。

農家個々が産業廃棄物処理業者に委託すると、処理量が割高になることから、地域農家がまとまり、処理を委託することが有効策となることから、農業協同組合がその業務の中核となっております。また、これらプラスチック処理にかかわる運送費につきましては、中山間地域直接支払い制度交付金を活用し、助成、貸与することにより、農家の負担軽減が図られております。

建設系のプラスチック類等の廃棄物は、廃ビニールや廃シートなどが約6トン排出され、町外の処理業者によって処理されております。

次に、一般廃棄物であります。平成16年度で一般家庭などから排出されたペットボトルが43.3トン、白色発泡スチロール製食品トレーが0.6トン、その他のプラスチックが約288トンで、合計約331.9トンと推計しています。

処理方法としては、資源ごみとして収穫しているペットボトルは、圧縮梱包して、日本容器包装リサイクル協会が無償引き取りしております。また、白色発泡スチロール製食品トレーは、日本容器包装リサイクル協会が有償で引き取っております。その他のプラスチックは、最終処理場で埋め立て処理をしております。

次に、現状における課題と対策であります。産業廃棄物の利用系につきましては、漁業活動から排出される廃プラスチック製品の多くは、処理業者において処理されている状況にありますが、一部は不法投棄された漁港に放置されたり、海岸に投棄されている実態もあります。町といたしましても、町広報などを通じ、適切な処理と不法投棄の防止について周知しているところではありますが、今後とも関係各課と連携しながら、より効果的な対応について検討してまいりたいと考えております。

農業系につきましては、処理業者の受け入れ条件として、土や石などの異物の混入に

ついて厳しい条件があり、一部回収されないものもあることから、回収時期までの管理徹底について、農協を通じて呼びかけてまいりたいと考えております。

一般廃棄物では、その他の廃プラスチックが最終処理場で埋め立て処分していますが、容積比で、一般的に家庭から排出される容器包装廃棄物の約6割がプラスチック製であると言われており、町では、廃プラスチック類のうち、ペットボトルと白色トレイ分を資源化していますが、残りは資源化されずに処理されています。

プラスチック類は石油が原料であり、再製品化できるなど有効活用できる利点があります。ただ単に埋め立てて処分するのではなく、これらの手法をとることによって、ごみの資源化が図られ、最終処理場の延命策にもなります。

今後は、一般廃棄物の廃プラスチック類を分別収集した上で、ペットボトルと同様に圧縮梱包し、再資源化ルートに乗せることが課題であり、そのための対策として、選別、梱包する施設や機械をどうするか。また、ごみの排出方法についても町民の皆さんへの協力、収集や選別、梱包するための体制づくりなどの検討を行っているところでありますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、特別養護老人ホーム、デイサービスなどにおける感染症対策の行動基準マニュアルについてお答えします。

老人福祉施設における感染症については、これまで多くの施設で集団発症の事例が報告されておりますが、体力、免疫力が低下している高齢者が集団で生活する特養など、老人福祉施設にとっては、その対策は重要な課題であるとの認識に立っております。

心和園におきましては、協力病院である町立厚岸病院や、道の機関の指導や協力をいただきながら、園内組織であります心和園施設内感染対策委員会を中心に、感染症の罹患防止に努めてきたところでありますが、本年3月定例議会において、室崎議員より、対策マニュアルに基づく対策が重要であるとの指摘をいただき、6月に別紙資料として配付させていただいたマニュアルを作成し、職員にその指導を図るとともに、利用者に面会される家族の皆様のご協力もいただきながら、その防止に努めるところであります。

また、7月に厚生労働省から出された高齢者介護施設における感染対策マニュアルも参考にしながら、心和園デイサービスにおける感染症対策に万全を期してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続いて、5点目の、「みんなすこやか厚岸21」についてお答えいたします。

町民がつくる健康な町づくり計画「みんなすこやか厚岸21」で、町民の健康の現状を分析した結果、重点項目として幼児の虫歯を減らす、喫煙行動を変える、塩分を減らすという3課題を重点化して、健康な町づくりに取り組んでいるところであります。

第1課題の、幼児の虫歯を減らすことについては、1歳6カ月の健診での幼児の虫歯が、全国平均と比べて多い現状から、平成11年の29.6%を、平成21年には13.2%以下にしようとするものであります。

虫歯を減らすためには、保護者の方々と連携して取り組むことがかなめであり、情報の共有を目指して、広報あつけしに記事を掲載するとともに、母子保健事業を展開する中で、4カ月相談、7カ月相談、1歳6カ月健診、3歳児健診に合わせ、保健師からお子様の成長に応じた虫歯予防の説明を行っております。また、健診時に、歯科医師から歯の健康に関する話をいただき、早目の歯科受診につながるよう、虫歯予防に関する関

心の高まりを期待しているところであります。

この3年間の数値を見ますと、平成16年度の虫歯保有率が19.4%と目標値に向かって改善傾向を示しているところでありますが、釧路管内各市町村と比較を行いますと、厚岸町の数値は、今後の努力と取り組みの必要度が高い自治体に含まれますことから、今後においては、これまでの事業を継続するとともに、地域的な問題を明確にとらえつつ、幼児の保護者の皆さんに的確な情報を発信し、虫歯を減らす行動へと進むよう努力をしてみたいと思います。

次に、喫煙行動を考える課題と、塩分を減らす課題については、現状分析に用いた対象年齢及び対象者と、過去3年間の実績に用いた対象年齢及び対象者に隔たりがあり、単純比較は難点もございますが、一定の傾向が伺えますことから、その範囲でお答えさせていただきます。

第2課題の、喫煙行動を考えることについては、喫煙率が男女ともに全国平均と比べて高い現状から、平成13年の喫煙率47.6%を、平成21年には40%以下にしようとするものです。喫煙行動を変える動機づけとして、広報あつけしに禁煙をテーマとした記事を掲載するとともに、喫煙個別健康教育により、禁煙成功への支援を行い、合わせて検診後の相談会において、保健師から受診者各自の身体状況や検査値に応じ、個別説明を行っております。

この3年間の数値比較は、成人の喫煙率が39.4%程度になるなど、一定の低下傾向を見せておりますが、今後とも禁煙情報の提供に努め、喫煙と健康のかかわりについてより認識を深めていただきながら、一人一人が受動喫煙による健康被害を防止をするための行動へと発展するよう努力を重ねてまいります。

第3課題の、塩分を減らすことについては、塩分摂取量の多いことが明らかとなり、塩分の取り過ぎが、高血圧、心臓病、脳卒中などの循環器疾患やいろいろな病気の原因の一つであることから、平成10年の一日平均塩分摂取量14.9グラムを、平成21年には10グラム未満にしようとするものです。

塩分を減らすためのこれまでの3年間の取り組みですが、町民の皆さんと連携して取り組むことができるよう、情報の共有を目指して、広報あつけしに記事を掲載するとともに、健診後の相談会において、保健師から受診者各自の身体状況や検査値に応じ、減塩の重要性について説明を行っております。厚岸町を含めた釧路管内塩分摂取量は、平成11年の13.6グラムから、平成16年には10.5グラムへと減少しております。

今後においては、これまでの事業を継続しながら、町民の皆さんに的確な情報を発信し、引き続き減塩運動を定着するよう努力してまいります。

いずれにいたしましても、「みんなすこやか厚岸21」の中間年が平成18年でありますことから、北海道釧路保健所において着手された釧路地域健康づくり行動指針の中間評価の指標も参考に、来年度において町民の健康意識調査や、食生活実態調査などを実施し、健康づくり運動の途中経過を明確にして、今後の方向性を町民の皆さんと共有しながら、健康な町づくりを着実に進めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

●室崎議員 質問事項がやたら多いにもかかわりませず、非常に丁寧なご答弁をいただきましたこと感謝申し上げます。

また、これ冒頭申し上げるべきことだったのですが、ちょっと前に出たら上がってしまっただけで落ちてしまったのですが、私の資料要求があいまいもこととしていて、何か皆さんに随分と困惑を与えてしまったようで、まことに申しわけなく思っております。今後このようなことがないように、よく気をつけます。

なお、いわゆる議会というものは、甘えやなれ合いを廃して厳しく論議をしなければならないということを改めて身にしみて考えましたので、私自身そのように今後も取り進めていこうと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

本論に入りますが、まず、第1点目がアスベストです。

今、3番議員の南谷さんが大体いいところをほとんどやってしまったので、私は落ち穂拾いのような話になりますが、お許してください。

それで、資料を見てみましたら、平成9年に、先ほど南谷議員もおっしゃっていましたが、厚生文教常任委員会で富良野市のアスベストの鉱山を見てきております。その後、余り私自身アスベストを議会で取り上げるようなことが一、二回やった記憶はあるのですが、余りないままに今日に来ているということは、私自身大変恥ずかしいわけでありまして、今回アスベストを取り上げながら、内心じくじたる思いでおります。多少、もしこの質問の中でいろいろと申し上げることがあったとすれば、そういう思いの中で言っているということをどうかご理解いただきたいわけでありまして。

その上で、今、アスベスト肺、肺がん、悪性中皮腫というのが出ておりましたけれども、何かILOの発表ですと年に10万人、アスベストによって死んでいるそうですね、世界的には。ILO条約では、青石綿が1986年、昭和61年に禁止、茶石綿はWHOでもって昭和64年に禁止というふうになっているのですが、日本は動かなかった。平成7年に入って、青石綿、茶石綿については全面禁止というふうになっているわけです。

言うまでもないことですが、今、新聞やテレビで随分と説明していますからあえて言うまでもないのですが、直径が0.01ミクロンから0.02ミクロン、長さが5ミクロン程度の非常に小さい物質が、そして針状の、棒状といいますか針状といいますか、そういう物質が空中を漂うそうで、こんなに小さいものと、停滞した大気中でもって、長い時間ですと20時間ぐらい滞空しているそうです。だから、一たん舞い上がってしまうと落ちないんです。

これが、これから質問する中にちょっと関連するんで申し上げるのですが、大気中1リットル中に1本ありますと、人間は呼吸していますから、それで大体1回に500cc、半分ですね、1リットルの、それぐらい吸い込んで吐き出すんです。それで、これ24時間やっていると、大体8,640本から2万1,600本、1リットル中に1本あった形でもって飛散していたらです。それだけ肺の中に取り込むんだそうです。

そうすると、大体たんだとかいろいろな形でもって、呼気と一緒に出る場合もあるでしょうから、あるいはたんになって出るとかいろいろなことで、25%が一たん肺に残るそうです。それをまた、いろいろな形でもって人間は防衛機能ありますから、排出します。しかし、最終的に、マクロファージに取り込まれた石綿小体という鉄分とたんぱく質と

何とか、ちょっと難しい話なんです、くしだんご状になって肺に付着する。それが、最終的に0.4%と言われております。

そうすると、これをずっと計算していきますと、大体24時間大気中に1本しかないような状態で暴露されても、三十五、六本から100本ぐらい体の中に残ってしまう。後は、その濃度と時間を足したり割ったりすれば、大体どの程度が体の中に残ってくるかというのがわかると思います。

それで、今この環境基準も10本というふうに言っています。アメリカの環境保護庁が、大気中10本、週40時間の暴露、20歳。20年たったと。そのときにどうなるかというのを一つの特異な計算値から出しているのです、その計算式は私ちょっと見てもわからないので結果だけ言いますと、10万人中で肺がんになるのが、男で4.2から42.4。これは大体10倍の範囲を持っていますので。女の場合には1.3から13。悪性中皮腫は3.2から32。31.8。これが男性です。女性の場合には4.7から46.9。要するに、大体10倍くらいまでの間で推定が出るのです。非常に高いんだそうです。

それで、これももし私間違っていたらどうかご訂正いただきたいんです。私も余り新しい資料持っていないものですから。作業環境基準というのがあるそうです。これは、アスベスト肺の発生抑制を中心にしてつくられているようで、これを見ますと、1リットル中5ミクロン以上の繊維2,000本以下というふうになっているわけです。ですから、非常に高いところで抑えているんです。

それで、実態調査もずつとなさっているということで、非常に先ほども申し上げたように、ちょっと漠とした要求の仕方にもかかわらず、非常に立派な資料を速やかに出していただいたので大変感謝しておりますが、この今回調査なさって、ここにありましたよということで資料が手元に来ておりますが、これはあれでしょうか、吹きつけだけなんでしょうか。ここには吹きつけ材料等を使用しているというふうに書いていますね。

それで、アスベストの建材の問題に関しては、鉄骨等についての断熱吹きつけというような形で行われる場合と、あとはいろいろなボード、僕らが言う言い方ですと、そういう中に含まれているものとあるのですが、ここにはその区別何も書いていないのです。

それから、青石綿なのか茶石綿なのか白石綿なのか。これによって危険度が随分違うらしいんです。これも書かれていない。このあたりは補足という形で説明をしてください。

それから、空気調査も行ったということで、着々と進めていらっしゃるなということはおわかりなのですが、環境庁環境基準で10本を上回る場所がなかったというふうに、町長は先ほどおっしゃっていました。そうすると、9本までのはあったのかと。全くなかったのかと。このあたりは、やっぱり町民に対する周知としては大分違うものがあると思いますので、この点についてもお聞かせをいただきたいのです。

それで、厚岸町としては、この町施設、それから公共施設、そして民間施設問わず、いわゆるアスベスト台帳、道がアスベスト台帳という言葉を使ったようですけれども、これをつくっていくというふうに今進めているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

その場合、非常に大きな問題が出てくるわけです。それは、国か道の基準があって、非木造で500平米以上で、吹きつけ石綿のところについてアンケートという形でとって

るというふうにおっしゃっていました。全道か全国では6割ぐらいしか回答がなくて困っているというような話も新聞に出ていましたよね。

それで、今回、いろいろな話の中で出てくるのは、吹きつけ石綿の場合には相当程度わかると思うのですが、ボード含有ということになりますと、既に古い製品の場合には、断っていないものがあるというのです。そこに含まれているけれども、石綿含有物ですよというようなことがどこにも書いていないと。だから書類上何も出てこないというようなものもあって、結局、国が使ってはいけませんよと言った後こっそり使っているのは、これは論外ですけれども、それ以前のものでは、どこまでどの程度入っているのかということが明確でない。

したがって、新聞等の記事もずっと切り抜いてみまして、めちゃくちゃ多いんです。こんなにあるんですけれども。それでやってみて、その解説記事なんか読んでいくと、記録からわかる場合もあります。場合もありますという書き方になっているんです。新聞なんかの書き方。要するに、わからないものがたくさんありますよということなんです。

そうすると、この基準で民間施設確認して、ありませんよと言ってないとは言えないんです。ですから、アスベスト台帳をつくるというのは非常に難しい問題を抱えていると思いますが、このあたりはどのように認識し、どのように対処しようと考えていらっしゃるか。そのあたりが、ひとつの実態把握というところで、私自身気づいたところなので、いろいろとお考えを示していただきたいんです。

それで、対策の問題に入りますが、当面の対策と……。

失礼しました。ちょっと調査のところでもう一つ、先ほどから今まで、南谷議員さんとの論議、そして私に対する答弁を聞いていまして、どうもアスベストの使われているものというものの調査、あるいはその対策という部分では、多分に建造物ということ念頭に置いていらっしゃるのではないかというふうに思いますが、実は、厚岸町の町の施設だけを考えても、含有備品とでも言うのでしょうか、アスベストを含んでいる、あるいは部品として使っているいろいろな物品、備品が相当あるのではないかと。

それで、これはもう既にニュースになって出ておりますが、ある町では、給食センターのかまに使っていたということがニュースになって出ています。これは、そこに使っていたから即大変だなんていうことでは、本当は私ないのではないかという気がするのですが、ただ、人心に与える影響は大きいのです。だから、やはり速やかに撤去というようなことになったのだらうなと思います。

それで、こういう部分についての調査というものについては、どのように現状把握をなさっていらっしゃるのか。この点もあわせてお聞きします。

それで、対策に入りますが、当面の対策としては、まず第一に、相談窓口の設置ということが大事ではないかと。これだけ、いきなりまるで休眠火山が爆発したように、その7月の初めから物すごい勢いでもって新聞も書いているわけです。ここまで一遍に書くんだったら、どうして今までこんな大事な問題を報道しなかったのかなというのが私の偽らざるところなんです、これはみずからを含めての話ですが。

この相談窓口を設置してお知らせを出していますということで、私も見ました、この黄色い文書です。これでは、ちょっと不十分ではないかという気がいたしました。

それは、何人かの私の友達からも言われたのですが、こんなにたくさん問い合わせ先があってそれぞれ違うのなら、どこに行ってもいいかわからないと言うんです。

やっぱり、アスベストに関しては、何でもいいからここにいらっしやいと。そこでもって聞いて振り分けますよということがあって、本当の意味での相談窓口ではないのど。大変失礼な言い方をすると、これは日常業務の業務文書をアスベストに当てはめて書いただけのものではないのかと、こういうふうを受け取っている町民もいるわけです。

ですから、やはり、厚岸町としては、アスベストに関しては電話番号は何番で、町に来るといってここの窓口で何でも言ってくださいと。そこで振り分ければいいわけですから。そういうような形で、相談窓口をつくっていくことが非常に親切ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、実は、これ個人的な話で申しわけありませんが、昨日来たお客さんが、ちょうど私の事務所に新聞が置いてあって、そこにアスベストの記事があった。それをぱっと見ながら、自分の父親が何年か前に死んだんだと。亡くなる前はずっと酸素ボンベしよっていたそうです。自分の父親は、ああいう仕事やってこういう仕事やってこうやってきたと。考えてみると、あれはアスベスト肺だったかもしれないなと言うんです。そういう思い、それが正しいかどうかわかりませんよ。でも、そういう思いを感じている方は結構いらっしやるのではないかと。

それから、厚岸町にはアスベスト鉱山もなければ、アスベストによって製品をつくっている、今いろいろ名前が出てくるようなものは、幸か不幸かございません。それはいいのですけれども、若いときからずっとここにいた人だけで町民は形成しているわけではありません。また、それぞれ危険性が考えられる業種の方もいらっしやいます。そうすると、どうもぐあい悪いんだけど、それを見てまた急にぐあい悪くなる方だって、それは神経であるかもしれません。

そういうときに、やはりぱっと、大丈夫なら大丈夫だよと、危なければちゃんと見た方がいいよという相談に乗れる体制というのが必要だと思うのです。そうすると、それは、あみかのしかるべき窓口だけではなくて、町立病院との連携というものは非常に必要だと思います。そういう点ではどうなんでしょうか。それから、たまたま相談があればどう対応しているのか。今までにあったのかなかったのかわかりませんが。

もう一つは、今町民に対する広報10月の、この黄色い紙もそうですが、10月の広報で行うということを行っているのですが、ここで1つちょっと申し上げておくのですが、実はこれ、マウスか何かを使った実験だと思うのですけれどもデータが出ていまして、アスベストに全く暴露しない群と、それから、たばこにさらされた群というものをつくって、4つの升をつくって組み合わせるんです。そうすると、アスベストに暴露されないでたばこを吸わない群というのが、アスベストに暴露されてたばこを吸った群と比べると、肺がんになる率が50倍だと言うんです。たばことアスベストが何か相乗作用を起こして、非常に肺がんを発症しやすくなるらしいんです。

ところが、今、日本じゅうで、これもそういう調査をした学者がいるのですが、アスベストを肺の中に持っていない人というのはほとんどいないらしいんです。大体リッター10本くらいというのは、どこでも検出できるらしいんです。ある程度の、都会でしかやっていないのですけれども。厚岸町なんかでもってやってくれていけば、厚岸町でも

そういうことがわかるのだけれども、そうではありません。北海道なら札幌ぐらいのところでやっているのでしょうか。そうすると、大抵の人がアスベストに暴露されているというふうに考えた方がいいようです。あると、改めてまたこのたびこの問題が浮上してくるんです。そういうあたりも含めた町民に対する情報の提供を行ってほしいなと思っております。

それから、関係する業界、例えば建築業、あるいは建物の解体なんかをなさる業者の方たちとは、もう既に話し合いを持っていらっしゃるということで、大変ありがたいと思っています。

ただ、これ2つあるんです、意味が。1つは、近隣の人たちにアスベストをまき散らすようなやり方ではない方法を考えてくださいと。どういう方法にするのかというのは、今いろいろな技術的な問題が出てきているはずですし、国や道の指導もどんどん出てきていると思いますから、私のような素人がちょっと余計なことを言う必要はないのですけれども。

と同時に、一番最初にそのほこりをかぶるのは、その作業をやっている人たちなんです。そうすると、このいわゆるいろいろな業種の人たちの健康を守るということも、また非常に大事なことなんです。その意味からの協議というものは行われているのかどうか含めてです。

それから、そうなりますと、いわゆる大きな会社の社長さんだけがわかっているだけでも、本当に現場で働いている人まできちっとした問題意識を持たないと、自分の体がやられます。そういうことなんです。それから、これがいわば健康関係の当面の対策かなという気がします。

もう一つは、今度はいろいろな建物や物の関係です。ここでアスベストを使用しているとはっきりわかっている建物、それから、使用していないということが言い切れない建物。これらについて、それをどのように考えていくかということです。

そうすると、一つは、現状でどう抑えるかという問題があります。もう一つは、それを解したり壊したりいろんなことをやったときに、飛散しないようにするためにどうするかというような問題があります。このあたりについては、危険度との相関関係がありますけれども、町としてはどういうふうに今とらえて進めようとなさっているのか。こんなことが全部もう終わっていますというような段階ではないと思いますけれども、それをお聞きしておきます。

また、先ほども言いました備品、物品に関してはどういう処置がとられようとしているのか。

それから、もう一つは、直接の健康の問題です。まず、健康調査、健康相談というのは、先ほど相談窓口のところでもちょっと言いましたけれども、どのように進められようとしているのか。

それから、日常生活の中で、そういう特別の業種だとかそういうこと関係なくても、家庭用品の中にたくさん入っているわけです。そうすると、知識と意識があるかないかによって、暴露の量は変わると思います。ですから、不必要な、不必要なという言い方も変なんですけど、少しでも避けることができるならば、危険からは遠ざかりたいですね、だれしも。そのあたりで、そういうようなことを含めても、健康調査、健康相談と

いうものにどのように取り組もうとなさっているのか。

それと、もう一つは、今度は特別の職業の方たちです。先ほどから、非常にそういう意識を町は持って、アンケート調査も各業界なさっているということを知りました。それぞれの業界でも、また業界としてのいろいろなことを今やっている、あるいはやろうとしているということもわかりました。

ただ、町長が先ほど南谷議員の最後の3回目のときにおっしゃったように、これは人ごとではないんだ、厚岸町の町民のことなんだというのは、まさに私も同感です。それで、建設業あるいは造船、船舶関係の業種、自動車整備等の関係、それから電気関係、これ絶縁体が相当使われているようです。それともう一つは、廃棄物の収集処理です。これに当たっている人たち。

こういうような人たちの健康については、一般町民とはまた別に、非常にその危険度が高いというふうに考えるべきではなかろうかと。かつてそこに入っていたという人もそうだと。そういう人たちに対する健康の、やはり調査なり相談なり管理なり、そういうようなものについて、厚岸町はどう手を差し伸べようとしているのか。これらについてお聞きします。

そして、最後に、これからの対策ということでお聞きしますが、こういうものを使用していたりする建物の管理や、有害部分の撤去については、これは国や道の方からのいろいろなものもあると思いますけれども、町としてはこうやっていきたい、この方向で行きたいという程度のことをお願いしたい。

それから、結局その何年以前のボードについてははっきりしないというような話をぼんぼん聞いてしまいますと、私も大変不安になるのですが、そういう建物が解体される、それがもしかしたらあの肺の中にアスベストたっぷり入っているかもしれないというような状況が今出てくるわけで、これも大変です。

それと、今後長期にわたって、アスベストというのは先ほどからいろいろ話されているように、下手をすると30年、50年ぐらい先になってから病気になるというんです。だから、アスベストという恐ろしいものが世の中にあって、もしかしたらという部分の意識はずっと持っていないてはなりません。わーっとアスベストの話がいて、すーっと消えてしまって、どこ行ったのではだめだと思う。それで、町民の健康管理という中に1項目入ってくると思うんです。この点いかがでしょうか。

それからもう一つ、では、例えば、この天井にアスベストがあったとします。でも、それだけで恐ろしいんだよということにはなりませんよね。眠らせとけばいいわけです。だから、それが起きて空中を走って歩かれると困るわけです、基本的に。だから、眠っているアスベストを起こさないようにするためにどうしたらいいかということも非常に大事だと思います。

だから、日曜大工なんかでもって、古い小屋から引っ張り出してきたボードなんかをシャーンと丸のこなんかで切ったりすると、これは大変おっかないわけです。というようなところで、どのように進めていくかということについてもお聞きしたいんです。

それから、町長、先ほど町内連絡会議、8月15日で自治体としては一番早いとおっしゃったんですけれども、中標津町、8月1日って新聞報道されているんです。だから、そこらは、早いというのはよくわかるけれども、一番というのはちょっとやめておいた

方がいいのかなと思いましたが、それご注意ください。

それがアスベストに関することです。

次に、厚岸町が行ってきた環境マネジメントシステムということでお聞きします。

I S O14001というのを、非常に早い時期に厚岸町は、道内で一番だったかな、採用して赫々たる成果を上げてきたということについては、議会でも何回かお聞きしまして、今回改めて確認いたしました。そして、金銭換算でもって、700万円とか900万円とかその議会のたびにちょっと数字が変わるのですが、それは評価の仕方ですからいいのですが、あります。

ただし、もっと大事なことは意識でしょうね。その職員の中に共通認識として、環境に関心を持ちながら日常の業務を遂行しているというふうに断言できる施策を展開してきたということは、私はこれは大変敬意を表するわけであります。

それで、今回、この答弁でお聞きしていると、提案理由説明のときに載せていないという話はあったのだけれども、自主運用でいくと断言していたかどうかというのは、ちょっと私、であれば聞き漏らしたということになってしまうので、ちょっと疑問なんです。いずれにしても、今回この3年に一度の認定、再認定、これについては予算にのせていなくて考えていくということであったということは、私もお聞きしておりました。

そのときに、私、予算でちょっと聞いておったんですけれども、そのときに一番大事なのは町民への周知だし、町民自身がみんな、今役場がこう進めてきたのと同じような認識に立ってもらうことが一番大事なんだと。私は町民を巻き込んでという言葉を使ったと思いますが、そういうふうにおっしゃっていました。役場だけが何か1人でこういうことをやっても、それは厚岸町全体の中ではごく一部だからというお話がありました。

それで、今回、そういう認識を持ちながら、なおかつ今の財政状況もあるからでしょう。毎年のサーベイランス、監視でもって80万円ぐらいかかりますよね。それから、3年に1度の更新審査で170万円ぐらいかかると。それで、今回はその170万円の年だと。それを予算に上げなかったということなんです、今度は自主運用でいきたいと思いますということもよくわかりました。それができる町なんですと、そこまで来ているんですというお話だと思います。それもよくわかります。

それで、お聞きするわけですが、なぜI S O14001を採用したのかということについては、何遍も議会でそういう話がありまして、現在まで行ってきた環境施策を総合し、点と点を結び、トータルな環境政策を展開していくんだと。環境方針数値目標行動計画を立てて、その計画を実行し、その実行状況を検証、点検し、その達成度をもとに見直しをして、また環境方針数値目標行動計画を立ててと繰り返しながら行っていくんだという、そういうマネジメントシステム、これがI S Oですよね。それで、その環境マネジメントシステム、EMS、それがI S O14001、EMSの中の一つだという話もずっと聞いてきました。

それで、これを自主運用していきますという話が出てきた後は、余り具体的な答弁がないんです。自主運用しますというからには、今までと同じことが、そしてそれをより発展させて、町民を巻き込んでいくためにどうやるのかと。そのまさにマネジメントシステムとして国際規格の14001を使ったのに、今度は自分でやる。そしたら、それに匹敵

するかそれ以上のものを提示して見せなければ、自主運用をやりますとは言えないですね。

3月の議会で、これはもう私聞いているわけです。今後どうするのか。そしたら、どの方向に行くかはともかく、町民を巻き込んでこういうふうにしてやるんですよというような話、総じては抽象的な話で、もしかしたら14001で行くかもしれないけれどもというふうに私はとっていたんですが。その具体的なところが、今回時間の関係もあるし、それから、私の質問もちょっとやたら多かったから、そこまでは言っていることができなくてこうなったのかとは思いますが、この具体的なマネジメントシステムが、今以上に機能していくことが担保できる方策、これをここでお示しをいただきたいです。

既にあれからもう6カ月たっていますから。今もそれができていないで、来年度からというのはちょっと難しいと思います。よろしくお願いします。

それで、もう一つ、LAS-Eについては検討していますか。これも検討なさってあれば、LAS-Eというのはどんなもので、どういう点がよくてどういう点が悪くて厚岸町は取らないのかという点についても、今何か自主運用で行くということは、LAS-Eも取らないということだろうと思いますので、その点もあわせてご説明いただければありがたいです。

次に、プラスチック系廃棄物の問題です。

今回ご説明いただきまして、非常によく問題点をつかんで物を進めていらっしゃるなというふうに思いました。これは、エコトピア計画という厚岸町は非常に壮大な計画を立てて進めてきましたが、高分子化合物については、経費との関係でどうにも入り口が見つからないといえますか、お金さえかければ何でもやる方法はあるんですけども、そのお金はこの我が町が出さなければならないということになると、これはちょっと大変だということで、積み残し問題の一つだったと思います。

ですから、その後、どういうふうの実態を調査し、どういう研究を進め、同じ、なかなかうまくできないでも、こういうものはやってみたがここのところはどうもうまくないというような部分になるかと思しますので、そういう観点からお話を聞いてまいります。まず最初に一般廃棄物ですが、これを見ると、町長は最後の方でおっしゃっています。

それで、一般廃棄物の中のこの高分子化合物、プラスチック類というの、世の中にいろんなプラスチック製品があふれていると、必ずそれはごみになって出てくるわけです。だから、ふえてくると。

すると、これ減らす減らすって、いわば何とかはもとから絶たなきゃだめというやつで、使う方、つくる方は野放しにしておいて、最後の処理だけ、いわば自治体の方に何とかしなさいと言われても、これははっきり言ってどうにもならないんです。一般廃棄物は常にそういう問題があります。量がどんどんふえてくるし、最終処分場だって次から次とつくるわけにはいかないわけで、何とかそれを減らすということでいろんな方策を考えている。

それで、今回、一般廃棄物の廃プラスチックの分別収集というのを具体的に俎上に上げてきて、そういうふうにおっしゃっているというのは、相当計画が具体化してきていると思うのですが、これ大体いつごろから実際に行う予定でしょうか。その場合に、こ

んなふうにして進めるんだよというようなところ、概略で結構ですから説明をしてください。

それで、この資料も出していただきましたが、このFRP廃船、まず水産系の廃棄物と農業系の廃棄物で申し上げますが、先に農業系廃棄物行きます。

農業系廃棄物の場合には、1つの処理ルートができています。そして、それはやっぱり個々の生産者に負担もかかっていると思うのですけれども、個々にやるよりはずっと負担のかからない方法で処理ルートをできて、農協が窓口になってそれをまとめて業者ということを行っているという話を聞きまして、これはいいモデルだなと思いました。それで、中山間事業の交付金の活用というようなことも行っているということで、これは一つのモデルだろうと思います。

それで、漁業系の廃棄物にちょっとお聞きしますが、FRP船については、町漁組を通じて所有者の処理要請が来ているというような話もあるのですけれども、これもし所有者が、はいわかりました、処理しますと言ったときに、どのくらい経費かかるのでしょうか。

それから、廃漁網に関してなんですが、これ資料並びに町長の答弁を見ると、廃漁網はもうルートができています。全部そういうふうに乗っているようにも見えますのですが、そうなんですか。私が聞いているところでは、ナイロン系についてはペレットの可能性がありますが、ポリ系については処理不能だという話を聞いているのですが、そういう点の調査はどのようになっていますか。

それから、ナイロン系といっても、いわゆる網とロープと、下手すればいろんな汚れとが入ってだんご状になっているようなものについては、これは厚岸町にある、非常にここは今高く評価されている業者さんです。管内にはほかにないのかな。とにかく、あちこちからお願いしますと言われてやっているそうですけれども、そこでもできる限り受け入れはしたいのですけれども、人件費との絡みがありますから、もう、ここらの言葉で言うと、こたこたになっている網は無理ですよということになっているんです。

そうすると、今度、使っていた生産者がそれを人工かけてきれにより分けてから持ってくる、これは事実上不可能です。そうすると、ナイロン系についてはペレットで処理しますよというふうに言っても、実際にそこに持ち込めるものは、やっぱり何割かになってしまいます。このあたりどうなんでしょうか。

それから、ロープ、あば、浮き玉、こういった漁具については、処理のルートというのはどうなっているのでしょうか。それで、相当こういうものを、例えば釧路あたりの業者に運ぶと費用がかかるというふうに聞いているのですが、そのあたり調査していますか。

それで、ここに水産系ちょっとお聞きしますが、発泡スチロールやビニール類とかいろいろあります。これ、使用したものが、その流れやいろいろなものがありまして、ここで廃棄物になるものというのが何トンぐらいあるだろうと。いわゆる使い終われば何トンぐらいになるだろうというのはある程度推定できると思うのです。それと、この排出量というのが比例しているのでしょうか。そういう調査は行っていますか。

もし、その排出量との間に大きな差があるとすれば、それはどこにあるのかという話になるんです。その一つのヒントは、実は私の仲のいい漁業者の友人たちの嘆きの中に

あるのです。もう網だとかこういう廃漁具、捨て場がないと。捨てるには経費がかかってかなわないと。したがって、倉庫の隅に今はただ突っ込んであると。だけれども、今のうちはいいけれども、これがもっとあふれてきたら困るんだよなという話は、ちょこちょこ一杯やっているときに聞かされる。

そういうものが、時間がないから先々と言ってしまうますが、産業廃棄物だから町の責任ではないんだ、これは廃棄物処理並びに清掃に関する法律の大原則です。まさに理論的に正しいと思います。ただ、厚岸町は、エコトピア計画というものを持っています。ここでは、あらゆる廃棄物を資源にということをやりたい文句にしています。ゼロエミッションの考え方です。

何でそんなものをやろうとしたのかというと、結局産業廃棄物に厚岸町が処理に手をかすことで、廃棄物処理のコストが下がります。下がるということは、まさに生産コストが下がるわけです。生産コストが下がれば、それだけ産業は活性化します。産業支援なんです。だから、廃棄物処理法の原則、教科書に書いているものだけでもって木で鼻くくったような話では、実は厚岸町全体がうまくいかないんだということを知っているからこういうことをやっているわけです。

そういう観点から、今もうこれだけ解決の方法をつかまえましたよなんていうような簡単な問題ではないというのは百も承知でお聞きしているのですけれども、現状調査と、それからその解決のための方策をどのように探っていच्छやるのか。この点についてお聞かせいただきたいんです。

厚岸町のそういう姿勢が町民に見えることによって、やはり今何かと、先ほどの行政報告にもあったように、今厚岸町の漁業にもいろいろな問題があります。そういう点で、どうも元気をなくしている可能性もなきにしもあらずなんです。そのときに町としては、これだけ一生懸命考えているんだということを示すだけでも、やはり元気の出る薬になるのではないかと、そのように思いますので、どうかこの点もつまびらかにしていただきたいわけであります。

次に、感染症対策についてお聞きいたします。

町長もおっしゃってくださったように、3月議会で、私対策マニュアルづくりが必要ではないかということをおっしゃって、担当者は、まさにそのとおりなので、早急にそれを行うという非常に力強い答弁をいただきまして、私もありがたかったです。それで、その後6月いっぱいということ、できたかなと思っていたのですが、私に対しては話はなかったのですけれども。

それで、今回、資料という形でこの感染対策マニュアルが、心和園とデイという形で出てきております。目を通させていただきました。それでお聞きいたします。

まず、心和園のマニュアルからお聞きいたします。

それで、作成過程なんです。これいつごろこしらえたのでしょうか。それで、作成過程で、どのような機関とどういうふうにならなって、あるいは連携をとってつくってきたのか。この点ご説明いただきたいのです。

特に、町立病院には町立病院院内感染対策委員会というのがありまして、それから、それをそのまま焼き写してもこれは組織が違いますから、だから使えないと思いますが、非常によくできているマニュアルがあります。私も前にいただいてお見せして見て

おりますが。こういうものを管理し、動かして、常に更新しているようですが、これを行っているのが感染対策委員会なのですが、そういうところとはどういうふうに連携しながら行ってきたのか、そういうことを説明してください。

次に、見ますとこのマニュアルには、厚岸町立特別養護老人ホーム心和園施設内感染対策委員会という名前が入っております。さっとマニュアル見させていただいたんですが、この感染対策委員会の役割がどこにも書かれておりません。これは、また別のものが何かあるのでしょうか。マニュアルのマニュアルというのがあると、ひとつよろしくないと思うのですけれども。感染対策委員会はどのような役割を果たすのですか。

次に、このマニュアルというのは行動基準なんです。だから、Aという現象が起きたときに、自分は何をすればいいかということがマニュアルを見ると一目瞭然ということが非常に大事なんです。見ますと、日常に関する要望というか、基礎知識のようなことが随分書かれていますが。それでお聞きするのですが、日常における予防として、例えば手を洗うとかいろいろな、おむつの交換を初めとしていろんなことをするとか、あるいは抱きかかえたときにはこうするとか、いろんなことがあると思います。これは看護行動基準なんかともよく絡んでくる問題ですが。

それで、ここでちょっとこれに従ってお聞きするのですが、例えば、自分が見ていた人が下痢をしている。そうすると、ただの本当の神経性下痢かもしれないし、あるいは非常に恐ろしい伝染病かもしれない。そんなことわかりませんよね。そういう疑似症状とでもいうのですか、一時的な症状が起きたときに、その人は何をすればいいのか。どこに対して何をすればいいのか。そういうのはどういうふうになっているのでしょうか。

それから、そのどこについていうふうに受けた人は、今度はだれかに言うのか、あるいは園内全部に対して体制をとるということになるのか。そのあたりの行動基準というのが、どうもぱっと読んだだけではわからないんですけれども。

それから、基本的な考え方としては、心和園というその組織は、その中は無菌状態だと考えた方がいいと思うんです。そこに、例えば伝染性疾患があるなんていうときは、どこかから入ってくる方が可能性は高いんです。中でずっと眠っていて、ぱっと暴れることもそれはあるかもしれないけれども、基本的には、感染症というのは外から。

そうすると、今のアメリカの台風のニュースではないですけれども、九州の端でインフルエンザがはやっているときと、東京ではやっているときと、札幌、釧路ではやっているときと、厚岸町で猛威を振るっているときでは、緊急度合い違いますよね。カテゴリー1、カテゴリー2なんていうようなことになるのかもしれませんが、どういうふうにこの外部遮断というのをやっているのか。そういうこともちょっとこれで見ると、余り見えないです。

それで、そのときにだれを遮断するのか。本人、職員、家族、見舞い客、あるいは出入り業者などいろいろあるかと思うのですけれども、そういうようなことがきちっと決まっているのがマニュアルではないのかという気がします。

そして、園内で感染症が発生したときには、どういう手順とどういう行動がとられるのか。あるいは、関係者の間で、この対策委員会もそうでしょうけれども、あるいは、関係者間における対策会議というものもあるかと思えます。関係者というのはどの範囲で

言うのか。

それと、実は私考えていて、ここに名前が出てきていなかったのですが、というか、私がさっと見た中では見当たらなかったと思うのですが、心和園、ショートステイ持っているんです。そうすると、外部に半分開かれているんですね。常時あそこでずっとお暮らしの方に関しては、外部との接触を絶つのは割と簡単だと思うのですが、ほかよりは簡単だと思うのですが、これショートステイということになりますと、絶えず出たり入ったりがあると思うのです。インフルエンザなんていうものを念頭に置きながら考えてみても大変だと思います。それで、そういう対処というのがどうなっているのでしょうか。

それから、デイです。

デイに関しては、これは対策委員会なんていうのもないんですか。ここに何も書かれていないんですけれども。それとも書き落としたんですか。それで、今と同じような話がずっと出てくるんです。延々とやってもしょうがないですから。これについても、別個につくっているとなると、あるいは一緒につくったものなのか、そのあたりも説明をお願いしたい。

それから、これデイが、例えばインフルエンザなんかはやったときに、外部との遮断ってどうやってやるのか。しないのか。これは大変な問題があると思います。

それから、関係者がその対策協議会みたいなものをもしつくとしたら、本人、家族、ケアマネジャー、ヘルパー、保健師、訪問看護師なんていうふうなものがざーっと入ってくるのではないかなと思うのです。すると、これケアマネジメントの構成員と大体同じになってしまうのかなと思います。

そういうことは余り書かれていないんです。日常の業務心得みたいな話で終始しているんです。だから、そういう緊急な、いわばこういう感染症マニュアルなんていうのは危機管理体制だと思うのですけれども、危機的な状況にさらされたときに、私はどうやったらいいのでしょうか、あなたはこうなさい、その都度一生懸命考えながらやっていたのでは間に合わないので、当初からきちっと、はいあんたは右に行って、はいあんたは左に行ってというのが決まっているのがマニュアルでないのかなと私は思うんです。いや、違ったら何か違うよと言ってください。そういう目で見ると、余り書かれていないんです。この点についてご答弁を賜りたいわけでありませう。

それで、最後に、5番目です。

どうも時間をとって申しわけありません。ちょっと論点が多いものですから。

この3年の取り組みについて、まだ成果としては余り誇れるものはないというような趣旨のことも書いてあったようですが、私は、この3年間で厚岸町の特徴や、あるいはこういうふうにしていかなければならないというものが出てきたことが一番の成果だと思っています。この3年でいきなり虫歯の本数ががたがたと減ったり、喫煙率が3分の1、5分の1になったりするぐらいならば、こんな計画をつくらなくたってできると思うのです。だから、非常に大変な事業を今進めているというふうに思います。

それで、それでもこの3年間の間でわずかながらずつですが、事業を進めていく効果の目が出てきているのではないかなと、そういうふうに非常に期待を込めて評価しているんですけれどもいかがでしょうか。

それで、改めて申し上げるのですが、この「みんなすこやか厚岸21」というものができたときに、町長はたしか私の質問に対する答弁でおっしゃっていただきましたが、これは、一課一係の問題ではないと。これは、全庁を挙げて、全庁というのは、この厚岸町の役場という意味でしょうけれども、挙げて取り組まなければならない問題だということをおっしゃっていました。私は全くそのとおりだなと思って聞いていたんです。

それで、なおかつこの思想は、この「みんなすこやか厚岸21」というのは、ヘルスプロモーションという考え方に基づいているようです。これの基礎になる国のいろいろな施策というのを見ると、ヘルスプロモーションという言葉がよく出てきます。それで、それを調べましたら、自分の健康を自分で管理すると。プロモーションというのはプロモートですから、つくっていくということですか。ということなんです。

ただし、人は弱いですから、自分1人だけで自分1人のものをつくるというのはほとんど不可能なんだそうです。それで、地域が地域の健康を地域の人たちによってつくるというのが、ヘルスプロモーションの基本的な考え方なんだそうです。今、生活習慣病ということが非常に言われて、生活習慣病を治していかないとならないよということを言っているのは、実はこのヘルスプロモーションに基づく施策を国が進めなければならないということが後ろにあって、いろいろ進んでいるんだということを知りました。

それで、その意味から、これからの進め方についてお聞きします。保健介護課として、あるいはその健康づくり係として、展望、取り組み、これはどのようなことをやっていきたいと考えているのか。

それから、役場の各部署における取り組みです。例えば、地域における取り組みということ考えた場合には、やはりこれは、住民課の強力なリーダーシップがなければならないと思います。それから、それぞれいろんな業種があります。先ほどのアスベストではないけれども。そういうところでのいろいろな仕事や、あるいはそういう日常生活の進め方が業種によって違うと思いますが、そういうことによるゆがみみたいなものを直しながら、健康を保持していかなければならないという部分があるかと思います。

どうしてもきつい労働をする人はしょっぱいものを好むというようなことがあれば、塩分摂取についていろいろと情報を提供しなければならないですよ。というふうに、私なんかもちょっと素人考えで思うのですが、これで、やはり産業振興課だとか建設課だとかまちづくり推進課だとか、そういうところがやはり中心になって動かなければならないものというのはあると思います。

あと、いろいろな団体があります。食改、食改と言っているのは、あれは何ですか。食品改善何とかと言うのですか。ちょっと食改、食改といつも言っていて、正式名を私もうろ覚えなんです。このような団体の方もいろいろと、日常生活における3度3度の食事についてきちっとした意識を持とうということいろいろ活躍していただしていますが、そういうところとの連携も非常に必要だと思います。

また、学校においても、この生活習慣病というようなものに予備軍になってしまっは大変なわけで、このヘルスプロモーションということをお小さいときから身につけていかなければならないだろうということで、日々の教育というものは非常に大事だと思います。

また、一つの象徴的なものとして、この妊婦のたばこの問題があります。これは、胎

児に対する影響は物すごく強いようです。それで、私もちょっとそんなビデオを、どこで見せられたのかちょっとわかりませんが、今思い出せないのかもしれませんが、お母さんがたばこを吸うと、胎児がぐぐっと苦しんで動くんです。そういうような直接の影響があるようですが、こういうことについても、やはり相当情報提供を密にやって、そうだなと納得してもらわなければならない。町がやれってんだから、役場がやれってんだから仕方ないだろうではヘルスプロモーションにはならないわけですから、こういう点について、それぞれの担当ではどのように進めようと考えているのかということもお聞かせいただければ、大変ありがたいわけであります。

ちょっと多岐にわたって申しわけありません。以上が、2回目の質問とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 室崎議員の再質問につきましては、多岐詳細にわたっておりますので、答弁調整のために時間をおかしたいと思っております。よろしく。

●議長（稲井議員） それでは、暫時休憩いたします。

再開は、3時30分といたします。

午後2時52分休憩

午後3時30分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

1番議員に対する答弁を行います。

建設課長。

●建設課長（北村課長） 私の方から、前段部分についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、配付した調査資料そのもので、アスベスト含有の疑いのある吹きつけ材料等を使用しているという形の中で証言させていただいていますが、これは、アスベスト、それからロックウール、ひる石というような吹きつけ材をまずベースにしながらも、この調査の中で、給食センターのフライヤーであるとか、それからごみ処理場の排気管のこととか、そういうのもちょっと入っていますので、一応等とのくくりをしてございます。

この調査の内容そのものは、1回目の答弁でお答えしていますが、室内の空気調査、さらには検体サンプルを取っての分析調査という形でございまして、その結果、一応空気調査はすべて終わりました、その調査報告の中では、現在室内の一般環境大気における石綿濃度の法定基準はありません。参考になるものとしては、大気汚染防止法で石綿を取り扱う施設等の周辺大気についての基準があります。これによると、石綿を取り扱う施設等の敷地境界で、石綿濃度が1リットル当たり10本を超えないこととなっていま

す。今回の測定の結果は、いずれの箇所も1リットル当たりの本数として0.5未満で、特に問題のない濃度レベルでした。

(発言する者あり)

- 建設課長（北村課長） 最後、1リットル当たりにおける0.5未満と、未満という形の証言でございまして、問題のない濃度レベルでありましたという形で報告をいただいております。

次に、質問者も言われておりました、そのアスベストの内容、青石であるとか、白石、灰石とか茶石、それについては、11月初旬に出るその検体というかサンプルの分析結果に基づいて、その種類がわかるという形になっていますので、ご理解をまずいただきたいと思います。

それから、北海道の方で、アンケート台帳関係について今作成するという形でございまして、当然それには、道も含めて市町村に対しても、私どもの方についても公共施設や何かの調査が依頼されていますし、それに今答えるべく、うちらとしても今この調査を進めているところでございまして、民間の方については、建物所有者の管理者という形の中で、アンケート調査という形の手法を取り入れてございます。

アンケート調査そのものの手法も、簡単に、アスベストスレート使っていますか、使っていません、使っているとすればどういう、いつ何か対処するんですかと、簡単なそういう手法のアンケートでございまして。それらに対しても、今そういう状態での調査依頼が来ておりまして、それによって今取り進めておりますが、いずれにしても、まだこの状態では、北海道も含めて、さらにはもっと調査のさらに追加というか、そういう形が来るのではないかという形を想定はしてございます。いずれにしても、北海道台帳づくりのためという形の中では、今そういう調査を進めているというところでございまして。

厚岸町といたしましては、基本的にはこの調査結果そのものは整理してきちっとしていかねばいけないのですけれども、基本的には、当面は、今道に答えるための今調査を取り進めております。

それと、当然、今回のこの調査に当たっては、町のあらゆる施設を、すべて設計図書や何か残っているものは見ながら、なくなっているものについては目視によってやってきておりますし、その中で、あくまでも今回は吹きつけ材という形で調査しておりますが、質問者が言われるとおりの、吹きつけ材以外のものという形のものになると、天井であるとか壁であるとか、床材であるとか、スレート材だの、サイディングだの、いろんなものに等々含まれている要素があります。当然、これですと民間を含めて相当なものになるだろうと。

これらについては、国としても鑑定業界を通じて今調査を実施しておりまして、その結果については、速やかに公表するというようになっておりますので、町としては、この結果を踏まえながら、順次町民や事業者についてその情報を提供していきたいなど、そういうふうに考えてございます。

今、厚岸町としては、そういうものから含めていくと、やはりうちらとすれば、やっ

ぱり今後においては当然含まれているものと見なすとすれば、やはり解体時や何かに対する指導を徹底していかなければいけないのかなという形では考えております。

私の方からは以上でございます。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 私からは、物品等の関係についてご答弁いたします。

建物を対象としている調査以外に、物品等の調査をしている部分が2件ございます。まず、教育委員会としては、学校備品。それから、給食センター関係の調理備品。それと、町立病院につきましては、これも給食関係の備品についてということで、これは国の調査に基づいて調査を行ったということで、この関係について調査を終えてございます。

その他の調査につきましては、まだしていないという状況でございますが、今後どうするのかということでございますが、これにつきましては、それぞれ追加の調査というのは当然来るというふうに考えてございます。それから、来ない部分につきましても、入っているか入っていないかという部分も含めて、情報等を国・道通じていただきながら調査すべきだというふうに考えています。

それから、次に、窓口の一本化の件につきましてですが、これにつきましては、町民の相談というのは、今回の点につきましては多岐にわたるというふうに考えられます。建物の解体をどうしたらいいのか、それから、過去にそういったアスベストの飛散を受けた可能性はあるけれども、自分は今そういう病気にかかっていないだろうか、病気が発症するおそれがないだろうかとか、例えばですけれども、そういったいろいろな分野で専門性を持った職員でないと答えられないということもございます。

例えば、窓口を一本化して、そういう相談を受けた場合に、そういう知見を持っていない職員が対応した場合には、例えばそれを、健康相談でしたら健康相談の方に手を回したりなんかしてしまうと、またたらい回しという批判のそしりを免れないということもございまして、厚岸町といたしましては、アスベスト作業従事者以外の人の健康相談に関することは、保健介護課健康づくり係及び厚岸町立病院。それから、建築物のアスベスト対策に関することは、建設課の建築係。その他のアスベストに関することということで、環境政策課の環境対策係及び廃棄物対策係が対応しております。

こういう内容で、広報しているところでございまして、それ以外の分野につきましては、国・道の機関もございまして、労働災害に関しては、労働基準監督署だとか、それからさまざまな対応をしているところがございまして、これにつきましても、国・道と協議しながら、窓口の町民へ対する広報を行っているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

それから、日常の生活の中で、アスベストが飛散しないんだけど、飛散するおそれがある場合があると。その部分についての対処方法なりはいかがかというご質問であります。この件に関しましては、アスベストの影響をまず広報で訴えろと。強く健康被害があるということを町民の皆さんに認識してもらおうということが、まず大事だと思います。そういった注意を喚起する中で、日常生活において留意していただきたいとい

うことでございます。

例えば、家庭製品なんかでは、通常ではアスベストの被害はありませんというふうにメーカー側では言っておりますが、例えばそれが壊れた場合はどうなるのかという部分を、当然おそれとしてはあると思います。ですから、そういったことで注意を喚起するということが対処してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） まず、私の方から、たばことアスベストの関係についての情報提供についてお答えをいたします。

労働基準監督署が発行しておりますリーフレットには、石綿を取り扱う作業等に從事していた方は、発がんリスクを高めることになるので、たばこを吸わないようにしましょうというリーフレットの内容になっておりまして、暴露した方が喫煙をした場合、肺がんによって死亡する確率はリスクが50倍以上になると、こういったことになっております。

こういった情報は、既に業界を通じては流れておりますが、末端隅々までは必ずしも行き届いていないということに、そんなふうには認識をしております。したがって、私どもといたしましては、次の機会に、例えば業界への指導、あるいは町広報紙等での情報についても町民に周知を図りたいというふうに考えているところでございます。

それから、続きまして、建設業、造船業、自動車整備業等の、実際にアスベストを取り扱っているというふうに思われる、そういった事業場の事業主及び従業員、労働者に対する健康調査や健康診断の指導についてであります。各業界ごとには、既に業界からの指導という形で行われておりますし、労働基準監督署からの指導が行われております。

しかしながら、これもまた小さな個人経営のようなどころまでには、隅々には情報が十分伝わっていないというふうに言われております。そこを町が補完しなければならぬというふうに考えております。

町広報紙10月号では、健康相談について、その相談の窓口はここ、ここというふうに、例えば町立病院も含めて紹介をしておりますし、さらに専門機関としては、釧路労災病院にアスベスト疾患センターが設置されたという内容なども紹介をしております。さらには、こういう症状があった場合に、ぜひ健康診断を受けることをお勧めしますということで、具体的な症状についても10月の広報では情報を提供しているということにしておりますので、このことにつきましては、今後とも、特に小さな事業主まで行き渡るような情報提供をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、アスベストが使用されているかどうかというその対応の仕方であります。

現在、石綿障害予防規則の3条において、事前調査、つまりそういった建物を解体する場合に、事前調査が定められております。この事前調査は、一定のフローバーで示されているわけでありましてけれども、例えば、今後建材にそういったアスベストが含まれているということが出てきた場合、そのいわゆるかなり広い範囲にわたってその可能性

が出てくるということになります。

そうしますと、それに石綿が含まれているかどうかということ、分析等を業者さんが行うということは至難のわざになってくるだろうということで、そういう場合においての規定がありまして、そういった場合は、アスベストがあるという前提ですべて届け出をなさないと。アスベストがあると想定したとき行う作業と同じような注意を払って作業を行いなさいという規則の内容になっております。

さらには、大気汚染防止法では、非木造の500平米以上の施設については、その解体をする場合に届け出を義務づけられております。このことにつきましても、現在国は、その500平米という規模をなくして、すべてそういった建物については届け出が必要とする、そういう改正に向けて動いているという情報を得ております。

そうしますと、このことによりましても、かなり広い範囲でアスベストが含まれているという、疑わしき建物のそういったきちんとした解体の作業というものが行われることになるのではないかとというふうに認識しているところであります。

いずれにいたしまして、そういった国の動きもありますので、十分注意をしながら町としてできることを今後とも続けていきたいというふうに考えております。

●議長（稲井議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 私の方から、あみかと町立病院の連携の関係、まずお答えをさせていただきたいと思えます。

このアスベスト問題が問題として提起されました以降、町立病院の方では、事務方と町立病院医師の間で、事前にしっかりと連携をとっていただいて、ご相談をいただいたようでありまして、その結果、一時的な検診、そういう体制について、町立病院が引き受けるよというような心強い意思表示をいただきまして、私どもそれを受けまして、相談があった場合、ご心配な方、検診が必要と思われるような状況、そういうようなことが生じた場合には、まずは医療機関での検診、これを受けていただく。

ただ、これにつきましては、一定程度有料という部分もございますので、そこら辺もきちんとご説明を申し上げながら、そういう誘導をさせていただくという姿勢でいるところであります。

また、老人保健法に基づきます健康診断の中で、こういう検診の対応、本当に当初の部分かと思うのですけれども、対応できないかというようなことで、家族暴露、あるいは近隣暴露と言われる部分、転入者、もしいたとすれば、そういう部分について定期的に地域で行っております健康診断の基本健康診査の受診を紹介していくと。

その中で、例えば個別検診で40歳以上の方々を肺がん検診、年1回400円というようなことで、釧路がんセンターで検査をいただくような方策もございます。そういうものでも見つかる可能性もあろうかなというような考えもございまして、そういう情報も提供させていただければなというようなことで考えているところでございます。

これまであみかには相談が1件ですけれどもございました。その中では、健康問題というよりは、住宅に使っていますその建材がどうも含まれているようだ。検査するためにはどうしたらいいかというような相談だったわけなんですけれども、それは私ども

にノウハウございませんので、建築係と連携をしまして、情報をお答え申し上げたというような例が1件ございます。

また、直接の健康問題、今後どう進めようと考えているかという点でございますが、その方の過去の履歴、そういうものが大変重要なかぎを握るなというふうに考えているところでございます。したがって、健康診断等々の際に、どこに住んでおられたかとか、あるいはどういう仕事をなさっていたかというようなことをご相談に乗りながら、意識的に疑わしい場合には検診を督促するという姿勢でもって当たっていきたいというふうに考えているところでございます。

また、町民の健康管理、将来の発症の心配、そういうところにつきましてのご質問でございますが、長期継続的に把握をしていく、そういうシステムづくりというのが大事になってくるのかなというふうに考えておまして、幸いにも、あみかには健康管理システム入っております。個人の履歴等々一定程度登録できるスペースがあったかと思えますので、そこら辺を活用しながら個別データ蓄積に努めつつ、毎年の健康診断等々でそれらを活用していく。そのデータにつきましては、町立病院のお医者さんも健診の際には問診の中でごらんいただけるというような流れになっておりますので、十分注意をいただく中で、そこら辺の部分についてはチェックをしていただけるものと、しっかりとそういう方向へ行くように私どもも考えていきたい、そういうふうに思っているところでございます。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 次に、環境マネジメントシステムについてのご質問にお答えいたします。

まず、自主運用についてということでございますが、現在は、世界規格でありますISO14001ということで、審査機関の審査を受けまして、その機関に登録されるということをもちまして、ISOということの名乗れるということでございます。

自主運用というのはどういうことかと申しますと、その審査機関の審査を受けない、登録も受けないということでございます。厚岸町で考えてございますのは、そういった登録審査を受けないけれども、今まで厚岸町が行ってきた環境マネジメントシステムというものがこの6年間行われてきてございます。その部分を継続実施するというところでございます。内容については、その外部の審査を受けないことが大きな変更点になると思います。

それで、現在は内部監査ということで、これは町の職員が内部の監査委員になりまして、現在は3年に1回行ってございます。これを毎年実施するというところで、内部的な監査を強化したいというふうを考えてございます。

それから、研修につきましても、環境管理責任者の研修ということで、これは実行部門の長の研修、それから各課における研修というのもございます。それから、初任者についての研修というのも行ってございます。こういった研修も、引き続き行っていきたいというふうに考えてございます。

それから、環境目標の達成をどのように実施されているかということは、現在は3カ

月に1回、担当課の課長が実行部門の長として事務局の方に報告して、その3カ月ごとに達成されているかどうかということをチェックすることになっております。

その中で、例えば、燃料の使用量が前年の3カ月と比較すると多いから、今後目標を達成するためにもっと頑張った方がいいとか、そういったことをその都度指導しながら、1年間のサイクル、実績につなげていくという状況でございます。そういったことも継続して行っていきたいということでございます。

それから、現在は、役場の機関、組織がこの環境マネジメントシステムの対象でございます。ISO14001というのも、この役場の機関をサイトとして、対象として行っているものでございます。それで、今以上の機能を担保していけるのかということでございます。この部分につきましては、まずは来年の4月からは、今やっていることを継続実施していくということで、今と同じような状況を維持するというところでございます。これがまず第1弾目。

それから、第2弾目といたしましては、略称で申し上げますが、環境基本条例に基づく環境基本計画の策定というのが視野にございます。この中で、町の責務、町の責務というのは、今行っていることにプラスアルファの当然計画ですから、つけたいというふうに思っていますが、それに町民の責務、それから事業者の責務というのがここに加わってくるという条例の内容になってございます。ですから、それに基づいて、役場だけでなく町内に広げていきたいと、そういう計画づくりの中で、今課題となっている部分を補って行って広げたいというふうに考えてございます。

それから、LAS-Eということについてのご質問がありました。これについては、非常に聞きなれない、一般的には余り流布されていないとは思いますが、私も担当になってから少し情報として仕入れてございます。

いわゆる全国の自治体、今は合併が進んでおまして3,000を切っていると思いますが、その中で、物によると65自治体とも言われますが、物によると70自治体が加盟しているというふうにも表記されております。65から75の自治体が加盟している組織がございませう。これが環境自治体会議という組織でございませうが、ここの組織が、いわゆるISOとは違う視点で、いわゆる環境マネジメントシステムというのを今一部実施中だということでございます。

ISOとどこが違うかということでございますが、私の知識の中では、LAS-Eというのは結果重視であると。それから、ISOというのは手順を重視するんだということでありませう。それからLAS-Eには、義務的なものとして、住民を巻き込んだものとするということがございませう。そこが違う部分でございませう。

それから、環境自治体会議のホームページの中にもございませうが、欠点としては、国際規格でない。あくまでも環境自治体会議における任意の規格であるので、ブランド力が弱いという表記も環境自治体会議のホームページの中に記載されてございましたが、ただし、そのシステムとしては確立しつつあるという状況にあるようです。

平成15年に、秋田県の二ツ井町というところが試験的に導入して、このシステムには3段階があるそうですが、現在、3段階のうち2段階まで進んでいるというふう聞いてございます。

この部分について、厚岸町として検討されたのかということでございますが、ISO

を自主運用に変えるときの一つの判断として、財政的な負担を軽減するという視点で議論されてきた側面がございます。職員の提案の中にも何件かあって、その中で、いわゆる審査に係る経費の負担を軽減してはという視点がございました。そういったこと。

それと、今まで6年間やってきた実績を踏まえて、そういう外部審査に頼らなくてもできるのではないかと、こういう2つの意見をもとにして自主運用に変えるということでもございましたが、L A S - Eについて費用が幾らかかるのかということにつきましてちょっと調査させていただきましたが、年間約70万円、環境自治体会議に対する支払いが発生するという情報でございました。

一方、厚岸町で今 I S O を、毎年の定期審査というものもでございます。これにかかっている経費は約80万円でございます。3年に1回の更新審査がおおよそ170万円かかるということでもございます。

そういったこともありまして、まずは4月1日につきましては、来年4月1日からは、今やっていることを継続実施していきたいということでもございます。その次に、町内町民を巻き込んだ中で、さらにこの考えを広げていきたいということでもございまして、L A S - E につきましても有効な一つの手段としては考えてございます。今後、情報収集は怠らないようにしてはいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 私の方からは、本年3月第1回定例会におきまして、平成17年度当初予算案の提案説明の際に、I S O 14001の自主運用につきまして、このような切りかえるという説明があったかというご質問についてお答えさせていただきます。

平成17年度当初予算案におきまして、I S O 14001の自主運用に切りかえるための減額でありますという提案説明をさせていただいているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 次に、一般廃棄物における廃プラスチックの処理の点でございます。

まず、現在廃プラスチックの中で、ペットボトル、それから白色トレイというのは、資源化に回っているというのは1回目のご答弁のとおりでございまして、残る廃プラスチックというのが、最近過去の数字から見ますと、12年度との数字を比較いたしました。16年度と12年度を比較しますと、おおよそ10%強くらいふえているという状況でございます。

失礼いたしました。今の数字は、ペットボトルの数字でございます。ですから、ペットボトルがふえているということは、廃プラスチックについても同様にふえているものというふうに推定してございます。

こういった中で、厚岸町のごみ処理については、この廃プラスチック系というのが非

常に問題になるということでございまして、その考えに基づきまして、どういうふうにしたら資源化ルートに回るかということを検討してきております。

ただし、いわゆるプラマークといひまして、プラと書いて矢印で1回転するものが必ず表記されておりますが、例えば、食品を包み込む容器だと、例えばそれが食べ残しのものがあつたりなんかすると、引き取り、それから圧縮梱包するわけですが、そういった部分で非常に障害になってくると。きれいにしないと引き取ってもらえないという部分がございます。これは、排出する町民に対する啓蒙も必要になってくるわけですが、そういった状況で、集まってきたものをどのように処理場の中で圧縮梱包をするかという部分について、非常に難しさがございます。

これは、やっている例もあるもんですから、そういったところを調査対象にさせていただいて、事務方で今、検討しようということございまして、いつからということはこちらでは明言できないような状況でございます。いろんな風が吹くと飛び散るようなごみでございますから、屋内でないと多分そういう仕分けだとか圧縮梱包だとかというのはできないのかなと。そうすると、新たに建物も必要になると。

それから、梱包する機械が、今ペットボトルの圧縮機がございまして、これで対応できるのかという問題がございます。今の情報では、もったときつく締めないと、ペットボトルはペットだけですから簡単に圧縮ができるようでございます。ただ、いろんな形態のごみが入ってくるということで、もっと強度のある圧縮機でないとだめではないかという情報もございまして、その部分の検討も必要になってくるということでございます。

それから、引き取っていただけたところの対象として、日本容器包装リサイクル協会というところがございまして、ここの引き取りの期限が、来年度分は既に申し込みが終わっているという情報がございまして、そういった場合に、ここの協会でなくて別のところで、ほかの民間の業者でそういった対応をしてくれるところがないかということ、今当たっているところでございます。ですから、いわゆるハード面、ソフト面両面できまざまな検討を加えながら、できるだけ早くこの問題については対処していきたいということが現状でございます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私の方からは、水産系のプラスチック類の関係のご答弁を申し上げたと思います。

まず、ご質問者1点目の、FRPの処理量の関係でありますけれども、釧路管内のある町村では、通常の船の大きさで、1隻当たり7万円という処理量を産業廃棄物処理業者に支払いまして処理をしているということでございます。

それから、2点目の、ナイロン系の廃網についてはオーケーと。ポリ系の処理については、これが処理されないということと、それから3点目の、ロープ、あば、浮き玉、それからだんご状の網はどうするのかといった廃漁具の取り扱いの関係、それから、4点目の、排出量と実態との差と、これがあつた場合、その差がどうして生じたのかと、そういった内容についてちょっと関連ありますので、一括してご答弁をさせていただきます。

たいと思います。

それで、まずナイロン系の網については、厚岸町では、これまでサケ、マスの漁網、それからサケ、マス流し網、それからサンマの刺し網、これらが該当すると思いますけれども、これらにつきましては資料のとおり、厚岸町の処理業者でもってペレット状に処理をしていただいております。

それから、ご指摘ありましたポリ系の処理の関係につきましては、厚岸町に該当すると思われる漁法では、シシャモのけた引き、それから釧路での底引き、それからサンマで言いますと棒受け網、これらについては量的には少ないわけですがけれども、ポリ系の網に確かに使用されているということでもあります。

若干でありますけれども、再利用として庭の塀の囲いに利用されている方もおりますし、それから、漁船の作業場が滑るということで、その滑りどめに使用されている漁業者の方もおいでになります。

これらの処理につきましては、現在白糠町にあります産業廃棄物の処理業者が、腐敗していない限り、ポリ系とそれからナイロン系については受け入れをしているということでもありますけれども、これに処理してもらうにしても、当然手間、それからお金も当然かかります。

それから、漁業協同組合では、これらのロープ、そのほかロープ、あるいはあば、浮き玉、これらについては、漁業者の中には再利用できるものは可能な限り利用しているということもございます。ただし、これらのあば、それからロープ、浮き玉、こういった廃漁具がどの程度あるかということとは不明であるということでもありますので、廃漁具の量が今後どの程度あるか調査をしてまいりたいと。今後、ちょっと時間をかけて実態を把握しながら調査をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、その排出量と実態の差ということなんですけれども、これらについても、倉庫の中に眠っているもの、あるいは自分の敷地に野積みされているといった実態もあるかと思っておりますので、これらにつきましても、今後組合を通じまして実態を把握してまいりたいというふうに考えてございます。

●議長（稲井議員） 特老施設長。

●特別養護老人ホーム施設長（藤田施設長） 私からは、4番目の、感染対策についてご答弁させていただきます。

まず、このマニュアルでございますけれども、6月につくりましたが、つくるに当たって、委託契約されている町立病院の内科医師等にも見ていただきながらつくったわけでございますけれども、それは、感染対策委員会というところで主に詰めてきました。

それについての経過を若干申し上げたいと思いますけれども、従来までは、こういう問題、いろいろな問題が生じてきた場合に、直接処遇に当たる介護員、それから看護師などを中心に、全員の会議がやられてきたという経過がありました。1つのことを決めるのでも全員でやりますと、非常に時間ばかりかかって、なかなか物事がうまく纏まっていけないという、非常にそういう問題を抱えて、何とかしなければならぬというふうに私も考えていたのですが、そういう中で、14年度から国の方針で、入所される場

合は申し込み順ではなくて、優先度を決めて入所するというので、そういうことでやってきました。そうすることによって、必然と介護度の高い利用者が入所してきます。

それで、この感染だけではなくて、そうやってきたときに、いろいろな全体でやる会議がまた非常に多くなってきたんです。例えば、身体拘束の問題、それから身体拘束については、それも国で示されてきていますけれども、ベッドの柵を、落ちないように全体に柵するのがいけないとか、自分の手で、痴呆にかかって体をかくから手袋をさせてもいけないとか、いろいろそういう規制があって、それらの問題。

それから、褥瘡対策、これについても非常にふえてきました。現在、13人だったと思いますけれども、経管栄養で寝たきりの人がいると。これも急速にふえてきています。そうすると、当然ちょっと同じ姿勢で寝ていると褥瘡になるんです。いわゆる床ずれです。その対策にしたらどうやってやるのか。そういういろいろな問題。

それから、拘束の問題からきて、事故対策はどうするのかと。いろいろ園内を歩き回る。転びやすくなる。そういうことで、以前から見ると平成14年以降は非常にそういう問題が出てきていました。

それから、その中の一つとして、いろいろな対策の一つとして、感染対策委員会というのもこのとき一緒につくらせていただいたのですが、そういう状態の中で、全員でこうやって議論していても、なかなか進んでいかないというような判断から、4つの委員会、私が思いつくままにつくらせていただいた委員会なんです、どうしても会議やるといったら6時からしかできないんです。日勤の職員が6時まで仕事して、その後すぐ会議に入っても、なかなか話がまとまらなければ9時、10時にもなってしまうというような状況から、これではいけないということで、2年前にこの4つの委員会をつくって、専門的に6人グループで集中的にいろいろな問題を考えて、そして処遇職員の全体会議、業務会議の全体会議に上げてきてくださいということで、そういうことでやってきました。

その中の感染対策委員会でございますけれども、例えば、インフルエンザの人を例にとって申し上げますと、これは毎年2月、3月ごろ一番心配される時期でございます。それで、過去には、こういうマニュアルはありませんでしたから、その時点で、都度都度協議しながら、例えばショートの入所を一時ちょっと延期する。何日間停止するというようなこともやられてきましたし、それから、面会者の家族に協力をいただくということは、この時期なるべく面会を差し控えてくださいというようなことで、園内の広報紙みたいな1枚のを毎月出しているんですけども、それに記載して願います。そして来ていただいた人には、絶対居室の方には行かないで、会議室なりこっちの方の管理棟の部屋の方で面会していただくようなこともやってきました。

これはすべてその委員会の中で協議しながらやってきたわけでございます、そして、たまたま園内でインフルエンザにかかった方がおりました場合には、やはりショートはもちろんですけれども、ショートの部屋を一部使いまして、病院の隔離とはちょっと違うんですけれども、ちょっと別にやって、食事もそこでしていただいて、皆さんと一緒に交わらないようにすると。どうしても感染力が強くて、そして利用者、お客様は非常に免疫力が弱いものですから、非常にそういうもので心配されるというようなことでやってきたわけでございます。

そういう中で、どうしても、1番議員さんおっしゃられるとおり、その都度その都度の判断、非常に難しいものがありました。私も、このマニュアルの必要性というのは本当に考えておりましたけれども、3月にご指摘をいただきながら、6月までということ、何とかということやってきましたけれども、内容については、やはりいろいろこのマニュアルについては、だれが見てもその手順が、だれがどうしてどうやるかということが一目でわかるようにすることがやはり必要だと思っております。

そういうことで、幸いにして、7月21日ですか、私のところに届いたこの厚生労働省の高齢者介護施設における感染対策マニュアル、すばらしいこのマニュアルがモデルができましたので、これに基づいてまた再度見直しをしながら、この対策を万全にしていきたいな、このように思っております。

それから、デイサービスのマニュアルは、つくったのは8月でございます。それと、デイサービスには、現在対策委員会はありません。今後やはり必要かなと思っておりますけれども、ただ建物と一緒にございますので、どうしても職員の行き来があります。そういうことで、その一緒のものにするかどうなのかというちょっと検討をしてみたいと、このように思います。

それから、外部との遮断ということですが、例えば、デイサービスも毎日お客さんが違いますし、ショートステイもございます。これらについては、私どもはそのお客様の担当のケアマネと十分連絡をとっております。そういうことで、情報提供は常にそのケアマネさんからいただくようにして、先ほど申し上げましたとおり、当然インフルエンザにかかっているような方はちょっと入所を延期してもらおうと。そういう措置もとらざるを得ないということでこれまでやってきました。どうしても、非常に感染力強いものですから、他の入居者に感染してしまったら、これ大変なことになりますので、非常にお客さんには迷惑かなという判断もありましたけれども、やむを得ずそういう対応もとらせていただいたことも、過去にはあります。

そういうことで、いずれにしましても、なお、この関係について適切に対応するために、またマニュアルも見直していく必要があるという判断をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

●議長（稲井議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 私の方から、「みんなすこやか厚岸21」に関しましてご答弁させていただきたいと存じます。

議員ご指摘ございましたヘルスプロモーションの考え方でございますけれども、おっしゃるとおりでございます。この計画の第3章で位置づけているところでございます。第3章では、町民主役、町民主体、町民参加ということで健康づくりを進めるというような項目でございますけれども、この中で、以前は個人の力で健康ということを目指してそれぞれがやってきたと。しかし、これからの健康づくり、そういうことにつきましては、「健康日本21」の方で方向性が示されたわけなんですけれども、個人の力と、それから社会の力を合わせて健康づくりを推進していきましようというような内容でござ

います。

厚岸町民挙げまして、こういう取り組みの運動、町民運動にしていくというのが一番の方向かなというような認識を持っているところでございます。この間3年間、さまざまな取り組みをしてきたこちらの方から、十分ではございませんが情報発信をしてきたところでございます。

その中で、幾つかの問題点とか、進んできた点とかいうところが見えてきております。また、ご指摘ございましたように、役場を挙げて取り組む、そういうことにつきましてはまだまだ弱いところもあるなど。そういうところにつきましては、私どももきちんと課長会議、あるいは政策会議の中で問題提起をさせていただき、そしてなおかつ、それぞれの進捗状況、こういう情報についても共有化するという中で、今後どういう方向に進んでいくべきかというようなことで、役場を挙げて推進する形づくりを目指してまいりたいなというふうに考えております。

個別の問題で、それぞれ3つの課題、1つずつ申し上げていきたいと思っておりますけれども、幼児の虫歯の予防の関係でございしますが、これにつきましては、釧路管内で見ますと、1歳6カ月段階での幼児の虫歯になる人数、割合、これは厚岸町の場合、管内と比べて悪い方に入っているというような状況でございました。

平成16年までの数値、一定程度前進してきておりますけれども、まだ5人に1人の割合で虫歯保有のお子さんが出てくる。こういう状況から、1歳6カ月になる前に何らかの手を打てないだろうかということで、弗素塗布、幼児の段階で4回行っているわけなんですけど、1歳6カ月から実施していたのを1歳からに平成17年度から変更をさせてやらさせていただいております。

この結果、1歳6カ月になった段階で、1歳から1歳6カ月の6カ月の間でどのような変化が出てくるだろうか。そういう検証もしながら、また3歳児の段階で、その事業の結果がどうなるのか、そういうところを注意深く見ていながら、次の施策を打っていききたいなというような考えでおります。

それから、第2課題の、喫煙行動を変えるということでございますが、ちなみに、役場の中でこれがどんなふうに進んだかというようなことで、直近の調査をさせていただいた数値がございします。職員348人いるわけなんですけど、その中で、この3年間で禁煙に成功した人、これ15部局で26人出てきております。担当課といたしまして、大変うれしい数字が出てきているなということで喜んでるところでございます。さらに進めていくためのベースになるなと思っております。

さらに、ご指摘ございました、妊婦さんの喫煙状況、これにつきましては、資料でお示しをさせていただいておりますが、まだ5人に1人から4人に1人、こういうような状況で喫煙なさっておられる方がいらっしゃる、そういう現実にはございます。

お一人お一人と保健師がかかわる中で、いろいろとお話をさせていただいておりますが、そのお話が家庭に持ち帰られて話題になっているものというふうに考えているのですが、家族の中での喫煙率が低下をすると、そういう傾向を見せておりますし、また、家庭内の分煙、こういうようなことも、平成14年に30%だったのが、平成16年には54.5%に進むというようなことで、お子さん、お孫さんのために家庭でのそういう取り組みが進んでいる、そういう傾向を伺わせるものだなというふうにとらえているところでござ

ざいます。

さらには、平成17年3月に、釧路保健所で取り組みを開始しましたところの、釧路管内各施設の禁煙や分煙対策、これを推進する認証登録制度というのがあるわけなんですけれども、これに厚岸町として参加をしようというようなことで、この間取り組んでまいりました。

その結果、現在のところ、管内でこの認証施設といいますのは59施設認証されているわけなんですけど、そのうち28施設が厚岸町内の施設というような状況になっておりまして、厚岸町の運動がこういうところにも反映されているのかなというようなことで考えているところでございます。

さらには、減塩の関係でございます。なかなか地域的な事情等々、働く方の塩分の要求というようなところ、なかなか強いものがあるわけでもございましてけれども、各地区の老人クラブや自治会の婦人部、女性部、そういうところと、それから厚岸町の食生活改善協議会、ここの皆さんとともにいろいろな催しが開催されてきております。

その中で、保健師や栄養士から減塩と健康の関係、あるいは地域でとれた野菜や海産物、そういうのを使いながら上手に活用していく、その中で塩分を減らしていく、そういうような情報提供をさせていただいているところでございまして、それらを各家庭に持ち帰っていただいて、減塩の取り組みが進むということを期待しているところでございます。そういう点で、今後ともそういう各団体との連携、これは大事にしてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、こういうような状況、これはやはりそれぞれ町民の皆様にご存知いただくことも運動を進めるための一つの材料になるのかなというような考えもございまして、情報提供、今後とも続けながら運動を進めていくと、そういうような方向で取り組んでまいりたいと考えております。

●議長（稲井議員） 産業振興課長が答弁漏れがあるそうです。

●産業振興課長（大崎課長） 申しわけございません。

システム的に、農業系に比べ水産系が確立されていないというご指摘でございました。確かにご指摘のとおりでありますけど、水産系につきましてもシステムづくりと、こういったものは必要と考えてございます。今後につきましては、現状を把握しながら、町それから漁組等々でどういうシステムが可能か研究をしてまいりたいというふうに考えてございます。

●議長（稲井議員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 私の方からは、「みんなすこやか厚岸21」につきます教育委員会の状況と今後につきましてお話しさせていただきます。

まず、歯の健康でございましてけれども、学校におけます歯の健康に対する取り組み、これは、小・中学校すべての学校において何らかの形で取り組みが行われております。歯の健康につきましては、当然指導、それからお便りも含めましてやってございまして

れども、学校での歯磨きを実施する、そういう中で指導を行っておるわけでございます。

そのような状況の中で、ちょっと数字的に申し上げますと、永久歯の一人当たりの平均虫歯の数というデータがございます。これは、虫歯、治療済み、それから抜いた歯、これらが何本あるかというような数字で、当然少なければいいということでございますけれども、これは全国平均と厚岸町の数字がほぼ一致してございます。

どういう数字かと言いますと、全国平均に対します全道平均、管内平均はかなり高うございます。それで、そういった状況の中では、管内においては厚岸町の数字が最低であると、いい方向で今推移してございます。そのような数字をさらに進めるために、教育委員会といたしましても、歯ブラシの保管庫を学校に設置する、これは一遍にできませんので、年次計画の中で進めてございますけれども、これを進めるなど支援をするような体制をとりたいというふうに考えてございます。

続きまして、たばこに関しましてですけれども、まず学校の喫煙対策ということで、ご存じように、町内の小・中学校では、平成16年4月から施設内禁煙を実施してございますけれども、これからの話なんですけれども、教育的見地ですとか、社会の流れの中で、やっぱり学校敷地内禁煙を実施したいというふうには考えて、今調整をしているところでございます。

ただ、学校におきます一部行事の中では、まだまだ一般町民の皆様にご理解いただけない状況にはないという部分もございまして、原則的な実施になる可能性も多々含んでございます。ただ、何とか実施したいというふうな方向性で今現在進めてございます。

次に、喫煙防止の対策の一環としまして、道の事業でございましてけれども、保健所の事業と申しますか、中・高生禁煙防止推進モデル事業ということで、厚岸中学校はモデル校としまして今実践しているところでございます。これは、喫煙の健康影響に対する講和ですとか、喫煙状況やその背景に対するアンケート、それをもち寄った会議という中で、何とか喫煙防止を進めていきたいというふうなことで実施している事業でございましてけれども、本年度からは、真龍小学校もモデル事業として参加が決まっております。未成年の喫煙をなくすことを基本としまして、事業展開を進めているところでございます。

次に、塩分の話でございましてけれども、平成15年5月30日付をもって、文部科学省におきまして、学校給食実施基準の一部が改正されました。その中では、義務教育小学校における学校給食の児童一回当たりの平均栄養所要量という基準がございまして、その中で、ナトリウム、食塩相当量の摂取量につきまして規定がございまして、先ほども答弁の中にございましたけれども、一日10グラム未満にすることが望ましいということがございまして、それを受けまして、学校給食におきましては、食塩相当量を3グラム以下にしたい、することがよいとされてございます。したがって、厚岸町の学校給食センターにおきましても、この3グラム以下を目標値としまして、今現在努力しているところでございます。

以上、3点につきまして、教育委員会の取り組みをお話しさせていただきました。

●議長（稲井議員） 1番。

●室崎議員 時間も随分たってしましまして、申しわけなく思っています。

簡単にやりますので。ごく簡単にさせていただきますが、まずアスベストに関しては、個別問題は1点だけ。相談窓口、これでいいんだというお話でしたが、やっぱり町民の中ではわかりづらいと、大変わからないという声があるんです。

例えば、アスベスト作業従事者の健康相談は釧路労働基準監督署へ行ってください、厚岸町ではアスベスト作業従事者以外ですよと言っているんです。これ、健康相談なら、みんなとにかくまずは来てくださいます。その中でもって、いやいやこれはもううちではどうにもならないけれども、この程度のお話ならできますということをやって、たらい回しだつて怒る人はいないでしょう。

それから、建築物のアスベスト対策に関する事、その次に、廃棄物その他アスベストの環境への影響に関する事、これでもって窓口違うんです。どっちだろうと。自分の相談するところどっちなんだろうと、これ迷いますよ。せめて、その専門家がいなくて云々とかたらい回しがどうのとかいろいろおっしやっていましたけれども、言うのであるならば、アスベストで、健康問題に関するんだつたらこっち来てくださいます。それから、それ以外のアスベストのことだつたらこっち来てくださいますぐらいでもいいのではないですか。

何か非常に縦割り行政を表に出してくるような印象を与えてしまうんです。そんなつもりではないと思いますけれども。やっている方たちは。だけど、やっぱり町民の感覚と、業務をやっている人たちの感覚の違いが出てくるんです。ここのところは検討していただきたいんです。

少しでもこの町民がこういうよううわーっと出てきましたから。さっきも言ったように火山の爆発みたいなもので、今までアスベストのあの字もマスコミは言っていなかった。それがいきなりもう、カラス鳴かない日はあってもアスベストの記事が出ていない日がないぐらいわーっと出てきた。そうすると、やっぱり不安になります。特に、昔こんな業務についていたなんていう人は、一番不安だと思う。

そういうときに、さあと言ったときに、あるいは自分のうちにこんなにあつて、自分の体は大丈夫だろうかと思ったときに、さあどこへ行ったらいいの、4つも5つも窓口つくられたら、それこそ神経内科はこちら、腹腔内科はこちら、胸部内科はこちらってずらつと並べられて、はい、ぐあい悪い人は自分の適当なところへ行ってくださいと言われても、なかなか行けないような話と似たような心境を与えてしまうおそれがある。そういう意味で、窓口というものついて、もう少しわかりやすくする方がいいのではないですかということなんです。ご検討をいただきたい。

それから、アスベストに関しては、最終的には、国もどうも今いろんなことを言ってきます。どんどん変わってくるでしょう。そういう状況です。けさもテレビを見ていたら、官房長官がまたいろんなことを言っていました。そうすると、あれをこういうふうな、アスベスト台帳一つとっても調べてくれ、こういう基準で調べてくれ、どうどん変わってくるでしょう。

ただ、そういうもので漏れているものが出たとしても、国や道は言っていないけれども、厚岸町としてはなお強力に、台帳だけではありません、その健康の問題でも全部そうです。今時間ないから1本にして言いますが、そういうものは、国が言ってこないからい

いんだとか、道がここまででいいよって言ったからいいんだではなくて、町長先ほどおっしゃったように、人ごとではないんだということでもって基本方針として進めていくというお考えをきちんと教えていただければありがたいと、そういうことです。

次に、2番目の、環境マネジメントシステムですが、これは自己査定方式というんですか、それでもってやっていくというお話を聞きました。それで、えてして聞いていますと、全国で、特に業者によってはまだまだ高いお金を取るところもあるようで。サーベランスだとかそういうことで。それで、ここらでもって自己方式で行こうというふうになると、がたがたと崩れていって、ただのけちけち運動になってしまうというような例も見ています。だから、そういうふうにならないようにぜひお願いしたいということです。

それから、L A S - Eについてちょっと申し上げたんだけど、何かちょっと課長の言い方間違っているようなところがあるので、これだけは私の方で言うておきます。

I S Oというのは、システムを重視するんです。L A S - Eというのは目標を重視するんです。取り組み内容を重視するんです。結果責任ではありません。

それから、システムに関しては、I S Oは国際規格です。それから、L A S - Eというのは、これ独自で構築していけるわけです。独自で構築というのは、その環境自治体会議が独自でという以前に、このそれぞれの自治体が自分でシステムをつくっていく可能性があるということです。

それから、目標は、これは自分の自治体の独自目標と、それからこのL A S - Eを取ることによる共通目標と両方をつけていくわけですね。それで、対象になるのは、本庁舎のみとかそういう、厚岸町はそうではないですけども、というようなやり方ではなくて、すべての公共施設が入ることが前提です。

そして、最後に、市民参加ということが必須事項になっています。これはI S Oではこんなことは考えていません。

それで、何よりも問題なのは、I S Oは、目標はどう小さくとも大きくとも、そんなことはどうでもいいんです。要するに、マネジメントとしてのシステムが動いているかどうかということが、合格かどうかということの内容なんです。ところがL A S - Eというのは、どういうことを行っているかということに非常に重視するということです。ですから、先ほどの言い方ですとちょっと誤解を招くと思いますので、補完しておきました。

それで、今言えるのが、もう一つ危惧なのは、この環境基本条例に基づいて基本計画をお立てになると。大いに結構。それで、その基本計画がI S O 14001の、今自己方式でやっていくその内容になるんだというふうにおっしゃっているのは、基本計画とそれからそのマネジメントシステムというのは、また別の問題だと思うんです。だから、このところはきちっとやはり認識していただきたいなど。

なお、ちなみに参考までに申し上げますと、浜中町は、農協、漁協、商工会が町と一緒にになってI S O 14001に入っているんです。ですから、マネジメントシステムがそういうところにも適用されているというような町もすぐそばにあります。

なお、ごめんなさい、前後して。L A S - Eに関しては、この近くでは士幌町が入っているんです。先ほど秋田県かどこかの話をしていましたけれども。それから、70万円

というのもたしか士幌町ではないですか、それ。それも1回目のいろいろなその審査員を育てたりする額まで入ったことなんです。そういうようなことを思いましたので、ちょっと余計ながらつけ加えておきます。

それから、次に、プラスチック類の話ですが、今おっしゃった中に、ちょっと1つ落ちているところがあると思いますが、ポリ系の網というのは非常に大きいのは、いわゆる鮭鱒定置、これが落ちていました。あの量が非常に大きいのではないですか。ですから、こういうものについてのどういうふうなルートをつくっていくかということについては十分研究してください。

なお、再利用していましたが、塀のところにかけていたとか、その辺に敷いていたとかおっしゃっていますが、それはまた何年かたったらごみになるんです。だから、結局同じことなんです。その意味ではね。量は多少減るかもしれないけれども。

だから、やっぱり未来永劫そんな形で使っていけるわけではないので、やはり、この今のペレットにするとか何とかというような処理、それから何か小型トラック1台で釧路まで持って行って業者に渡すと5万円とか、そんな話も聞いているんです。そうすると、いわゆる昆布にとって何やってかにやってというような漁師の方たちが、それだけの負担をして処理することは大変きついです。そういう意味で、農業関係にいいモデルがありますから、これはぜひそういうようなルートをつくっていただきたい。

それで、1回目のときに町長おっしゃったように、不法投棄の可能性ありというようなこともおっしゃっていましたが、出口が詰まってしまっていたら、これは最終的にはそこへ行かざるを得ないんです。ですから、何とかそのところで手助けをしていただきたいということで、これをお願いしておきます。

それから、マニュアルですが、これ悪いですけれども、私の聞いたことに何も答えていないですね。私、今どういうことをやっているんですかなんて聞いたのではないんです。こういうようなことがマニュアルの上でどう書かれていますかって聞いたんです。ところが、あなたは、いやいや、今こんな苦勞してこんなことやっているんですよという話で終始したんです。時間もったいないです。

ですから、今のマニュアルの上では、私が聞いたようなことは一つも答えられないということですね。そうであるならば、そういうことがきちんと入っているマニュアルを早急につくってください。その点どうお考えでしょう。

それから、5番目については、今一通りお話を聞きましたので、どうかそれをこれからも強力に進めていただきたいというふうをお願いしておきます。

以上です。

- 議長（稲井議員）　ここでお諮りいたしたいと思いますが、あらかじめ1番さんの一般質問が全部終了するまで時間の延長をしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

- 議長（稲井議員）　それでは、1番さんの一般質問が全部終わるまで、あらかじめ時間の延長を行います。

助役。

- 助役（大沼助役） アスベストの問題について、私の方からご答弁をさせていただきたいと思います。

窓口が非常にわかりづらいというご指摘でございました。これは、先ほども答弁させていただきましたとおり、できるだけ細かく分類をして、たらい回しがないようにという配慮をしたつもりなんです、なおわかりづらいということでございます。

全体的な総合的な窓口は、環境政策課に置きたいというふうに考えておりますが、既に10月1日発行予定の町広報紙には、9月1日に折り込みをしたのとほぼ内容が同じ形の原稿がもう刷り上がっている状況なものですから、そういう状況であるということをご理解をいただきたいと思います。総合的な窓口は環境政策課にあるということをお知らせをしていきたいというふうに考えております。

それから、先ほど来答弁を申し上げますけれども、例えば、国の調査、それから北海道調査基準というようなものが、これは日を追うごとによって変わってきているんです。アンケート調査なんかも、例えば、アスベストの含有率なんていうものが5%から1%に下がってきたり、それから面積、それから建築年度なんかも時々刻々変わってきているという状況があります。そういうような情報もきちっとつかまえながら、私どもとしては、最終的には我々の生活環境からそのアスベストというものを隔離すると、あるいはなくするというような施策が必要ではないかというふうに考えております。

これらの対応について、町独自で何ができるかというものも少しく勉強させていただきながら対応をしてまいりたいと、そういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- 議長（稲井議員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） 環境マネジメントシステムについてでございますが、厚岸町において自主運用することになっても、現在行っておりますシステムの方針、これは変えないということで、単なる経費削減に終わらないように努力していきたいというふうに考えてございます。

それから、環境基本計画につきましては、環境基本条例がございまして、この精神に基づいて、計画立案に努力してまいりたいと思っております。

それから、LAS-Eにつきましては、私の勉強不足の面もございまして、これからさらに情報収集を進めたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

- 議長（稲井議員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 私の方からは、水産系の廃棄物の関係の答弁をさせていただきたいと思います。

確かにご指摘のとおり、テトロン系で作られた定置網というのが、先ほどポリ系の漁網の関係で漏れてございました。

それと、お話あったとおり、白糠町の産業廃棄物処理業者に持ち込むと、持ち込みにおいて7万円ということで、運搬の手間とかはまた別といったこともございます。そういった現況につきまして、とりあえず繰り返しの答弁になりますが、把握をいたしまして、町と、あるいは組合と、こういったルートが可能かどうか研究をしてみたいというふうに考えてございます。

●議長（稲井議員） 特老施設長。

●特別養護老人ホーム施設長（藤田施設長） 大変適切な答弁でなく申しわけございませんでした。このマニュアル、日常的に発症が心配される感染症について主に作成したものですから、実際にだれがどのように動くのか、あるいは感染対策委員会の仕事の役割は実際どう動いてどのようなことをやるのかということは、明快に記載はしておりません。

それらについて、先ほども申し上げましたとおり、実際にその内容がわかりやすく、例えば、看護師がどう動いていくのか、その利用者の異常を発見した者がだれに連絡して、どうやって、そしてどうするのかというその細かな点までやはり規定する必要があるというふうに考えますので、今後早急に整備していきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 先ほど来ご指摘いただきました内容でもって、しっかりと日々の業務に取り組みながら、そして来年度の中間見直し、こういうものをしっかりと行いまして、情報発信も行いつつ取り組んでまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

●議長（稲井議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日ははこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後4時52分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成17年9月28日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員